

使つて、教育界の他の教員に対して非常に不平不満を持たすようなこんな変な法律をどうして作つてゐるのか、ちよつとわからない。しかもこの法律を作つたのは昭和二十五年ですか、今のうちに所得倍増計画という論が出たときでもない、今より十年も前に、まだそういう時期でないときにこういう変な法律がどうして作られたか、理解ができない。その当時の事情、提案をしたときの事情をいまだ一度お聞きしたい。

○内務府委員 山中先生、何か誤解があるのではなからうかと思ひますが、一般職の給与に関する法律が前の臨時国会で通つたわけでございます。そのときに工業技術者が不足してゐるという点で、初任給調整という規定が人事院の勧告に基づいて国家公務員に適用になつたわけでありまして、この法律案の趣旨はそれをどこで負担するかというところでございます。都道府県で負担するか市町村で負担するかという問題でございます。市町村立の高等学校につきましては、なかなか地方財政が窮乏でございますので、本俸その他の諸給手は都道府県の負担において――そこで黙つておりますと初任給の調整手当は市町村負担になるわけでございます。そこで市町村負担になつた場合には、この手当がもらえないという心配がございまして、他の諸給与と同様に都道府県の負担に移しただけのことでございます。

今の御指摘はこの初任給調整手当の性質いかんというお尋ねでございますが、この問題はすでに一般職の給与に関する法律のときに御議論の済んでゐることなのでございます。ただ今後の

所得倍増のことを考えまして、文部省では本年から一万人の生徒の定員増を計画して、中堅の工業技術者の養成をはかつてゐるわけでございます。今後十年間に四十四万人不足するといふ工業技術者、特に中堅の工業技術者を養成しようといふので、今日までのところ毎年四、五十名程度でございます。たけれども、今後は教員の臨時養成で一年に八百八十人を養成したいといふことをお願いいたしておりますことは、御承知の通りでございます。そこで、相当数の工業教員の需要があるわけでありまして、この需要にこたえるために幾らかでも待遇を改善したいといふのが、この初任給調整の趣旨なのでございます。

○山中(吾)委員 この法案自身は市町村負担を県負担に切りかえるだけだといふことはよくわかつてゐるのです。その前の根拠になるいわゆる初任給調整手当を設定した法律である一般職の職員の給与に関する法律の第十条の三、これは昭和二十五年に作つた法律なのか。古いのでしよう。改正した時期はいつですか。

○内務府委員 この法律を改正しましたのはこの前の十二月にやりました臨時国会でありまして、特に工業技術者を優遇しよう、民間給与とのアンバランスを調整しようというのが改正の趣旨でございます。昨年の十二月に改正されたのでございます。

○山中(吾)委員 前の説明に三十三年に四十五人を適用したといふふうな説明があつたから、昨年の臨時国会において初めて作つた調整手当でなくて、ずっと古いものとして私は説明を聞いておつたが、そうではないのでしうか。

○内務府委員 この法案の特に初任給調整の適用され得る者はどうかといふお話でございます。現在はまだ適用されてゐないわけなので、この四月一日から初任給調整手当をもらうわけでありまして、それは大学を卒業してから四年以内といふことでございます。それから、さかのほつてみますと、昭和三十三年に新卒で入る者は当然二千円の手当がつくわけでございます。それからその前に卒業した者は千四百円、さらにその前に出た者は七百円、こゝういふふうに全部に及ぶわけでございますので、一応この人数をはじいたといふわけでございます。

○山中(吾)委員 そうすると新採用ばかりでなしに、現在就職してゐる先生にも全部これは及ぶといふことなんです。間違いないですか。

○内務府委員 無制限に及ぶわけではございませんが、ただいま申しましたように、大学を卒業してから四年以内の者なら、この規定に基づいて初年度が二千円、その前に出た者が千四百円、その前に出た者が七百円といふ基準で調整手当がつくわけでございます。

○山中(吾)委員 具体的に、大学四年を出て工業科の先生になつた人に適用するといふ場合に、何か基準があつて、全部に適用するといふのでなしに、実際に初任給調整をするについての基準といふものが、大学四年卒業といふだけではない、何かプラスの基準があるのではないですか。

○内務府委員 それは高等学校工業科に関する学課において、工業の教科を担当する教員である、これが第一の条件。二番目に、電気、機械、土木、建築、化学等の所定の科学技術部門に関する専門的知識を必要とするものであること。第三に、高等学校の工業または工業実習の教員免許状の所有者であること、しかもその採用が大学を卒業してから四年以内、こゝういふことでございます。

○山中(吾)委員 そうすると、この間工業教員養成所法案が多数決で押し切られて成立した、まことに遺憾であります。その卒業生が今後工業科の教員になつてきた場合には、これは適用するわけですか。

○内務府委員 普通の四年制大学と同じような処遇をしたいと考えておりますので、本俸のほかに調整手当がつく、こゝういふことでございます。

○山中(吾)委員 そういふことをして、ますます矛盾が積み重なつてくるのだが、前の質問の中に、いわゆる人事院規則の関係から、四年の学修をしていないので、三年の教員養成所の卒業生は、給与については、免許状を渡さなくても、四年制卒業生と同じ給与をうける、こゝういふ回答があつたと思ひますが、その点については文部省は御承知のほうですが、それは間違いないですか。

○内務府委員 この点はまだ私折衝しておると思つておりますが、文部省側としては、教員免許状を出す以上、当然他の四年制の者と給与は同等であるべきであらう、こゝういふことで今折衝しておるわけなんです、その場合に初任給調整も四年制と同じように出していただくように、この点も十分打ち合わせたいと思つております。

○山中(吾)委員 それは、人事院の方ではできないと明らかに答弁しておるのです。委員長、人事院の担当者をお呼び下さい。こゝでできないと答弁しておる。それで、あなたはあつて無理な三カ年の教員養成所を作つて、そして大学四年と同じ給与を与えることにし、調整も出すと云ふ、こゝで積み重ねて折衝しても不可能だと私は思ふ。村山委員の質問に対して明らかにできないと言つておるのです。こゝでその点を明らかにしておいてもらいたい。あなたの答弁を聞いても権限がないのですから、呼ばなければ……。

○内務府委員 この点は今後三年で出るわけでございますから、今給与の問題について御相談しておるわけなんです。人事院とも打ち合わせを今進行中なわけでございます。人事院には人事院のお考えがあるだろうし、文部省には文部省の希望がありまして、まだいすれにも決着してないと思ひるのでございます。

○山中(吾)委員 それはこちらに人事院の方を呼んで質問したのです。それは折衝するのは百年折衝しても自由ですけれども、こゝういふふうな法案に関連をして、やはり給与の關係にますます矛盾が出るのです。ことに工業教員の確保という目的からの一連の関連した法案ですから、この機会に一つ――引き延ばすつもりはないです。きょうこの法案をあげることを努力して質問をしておるのであります。聞くべきことは聞かなければならぬ。やはり国会でも見通しを立てなければ、文部省だつてせつかく教員養成所といふものを無理押しして、その給与がずっと低くなる、上げられないと

いうことになれば、これは責任問題です。初中局長の主管が知らないけれども、これは大臣だつて責任をとつてもらわなければならぬような問題だ。やはり明らかにしておく必要がある。

次に、定時制の教育関係には限定されておるわけですか。

○内務府委員 この法案は市町村立の定時制の高等学校の教員に対する手当を府県で持つか市町村で持つかという法案でございます。初任給調整手当は、全日制、定時制を問わず、全部出すことに人事院とは話をしておるわけでございます。

○山中(吾)委員 私は十分に見ていないのですけれども、この法律に基づく、定時制の教員に限られておると読んでおるのですが、そうでないのですか。

○内務府委員 この改正法律案は、これは市町村立の定時制の高等学校の教員に初任給調整を都道府県で負担する、こういう趣旨でございますから、お話のように定時制だけに限られておるわけでございます。

○山中(吾)委員 そうすると、現在市町村立の全日制の高等学校の工業科の教員についてはどうなんでしょうか。

○内務府委員 それは設置者負担の原則によつて、当然その市町村が負担すべきものでございます。

○山中(吾)委員 それは僕は質問の中で初めてわかつたのですが、市町村立の全日制については依然として市町村の負担に置いておく、定時制だけを県費負担にするということでは、これは何だか僕は意味がないように思ふのです。本来の目的は、工業科の教員を確保することなので、その点全日

制の場合については十分確保できる、こういうことをしなくともいいという観点の上で立つて、定時制だけを県負担に引き上げて、全日制は市町村にまかせ。従つて調整手当などを特に市町村が出さなくとも大丈夫だというお考えに立つておるわけですか。

○内務府委員 都道府県立の高等学校については都道府県で本俸その他の諸給手当を払うわけですから、初任給の調整手当も都道府県で払う。それから市町村立の全日制高等学校は大体大都會が多いのでございまして、これは当然市町村が本俸その他の諸給手と同じように初任給調整手当も支払うわけでございます。ただ定時制の高等学校につきましては、終戦後非常に急遽いたしましたので、小さな町村にも設置したるわけですが、その本俸その他の諸給手は、この法律案の趣旨でございまして、市町村立の定時制高等学校は山中委員御存じの通り、全部県費負担に移したわけですから、県費負担にしまして、当時は十分の四の国庫補助をいたしておつたような次第でございます。その後十分の四の方の国庫補助は地方交付税の方に吸収されておるわけでございます。この法律案が出来る、この関係の初任給調整手当だけは市町村に残り得るわけですから、そうなりまして、勢い市町村で払つてもらえないというふうな事態が起きますので、本俸その他の諸給手と同じように都道府県の負担に移したい、こういう趣旨でございます。

○山中(吾)委員 もちろん大都市は、この法律で指定都市を除くということになつておるので、最初から除いておるわけですね。従つて全日制及び定時

制にかかわらず、最初から大都市の教員だと私は思うのです。それで今までの定時制に対する四割負担という一つの沿革、歴史があることはよくわかつておるので、定時制の教員だけを国が負担するという方向に持つていくということ、一応そのおにこの法律案が出てきたことはわかるわけですから、ただ本来の工業科の教員に対する初任給の調整手当を創設した立派理由は工業教員の確保にあるのであるから、市町村の負担にまかしておいても全日制の場合については心配がないのだという理由があれば、それで私は納得するわけ

です。実際は大丈夫なんでしょうか。

○内務府委員 市町村立の全日制の高等学校は、市町村が本俸その他の諸給手と払つておるから、初任給の二千円程度のものは払えないわけではございません。ただこの法案の趣旨は、定時制で県費負担になつていくところに問題があるのだ、法律を改正しなせんと、その分だけは市町村が払わなければならぬというふうな議論が生じますので、そういうことのないように、本俸を払うところが払うべきだといふ、負担区分を明確にしただけでございまして。

○山中(吾)委員 その点は了解をいたしました。

次に、政策的な問題として、これは大臣にお聞きしたいと思ふ。工業関係の教員にだけ初任給調整手当を出すということは、大都市の場合でなしに、たとえば岩手県なら岩手県でとつて参りますか、教育界の教員の管理といひますか、心理からいひますと、工業関係の教師にしても水産関係の教師にしても農業関係の教師にしても、差

別待遇をされるということに対する心理的影響は非常に悪いものがあるのです。ことに工業関係の学校の所在地は都市で、非常に生活の便宜のあるところ。水産関係というものは、海岸のひどいところが多い。農業関係もそうでありまして。従つて政策的に教育界という立場からいひますと、工業の教員にだけ大きな特典を与えるということ、これは、教育界の教員の管理からいひますと、非常にマイナスが多くなる。それから教師自身の中にも不平不満というものが入つて参りました。他の実業関係の教師は教育的な熱情というものが非常に減退するといふ心配があります。そして今局長の話では、非常に小人数なんです。そういう小人数の先生に対してこういう特別のいふやる給手を与えるというものは、教育界の高等学校の実業教師の中に非常にマイナスを作ること、そういうふうには私に考えるので、こういう法律の実施について、この法律自身はただ経済負担を限に上げただけでありますけれども、工業教員に特別の手当を支えるといふことの教育上の実益は、プラスが多いかマイナスが多いかといふときには、マイナスが多いのではないかと、そういうことを考えるので、実業教育全体の振興について文部大臣の、こういう政策的な立場についてのお考えを聞いておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 山中さんの御指摘の、マイナスの面はあろうかと思ひます。あろうかとは思ひますが、当面の問題といたしまして、一般に科学技術者、特に工業系統の者の公務員面における入手が実際問題として困難である、これが公務員として就職してくれ

ませんと、國家全体に支障を来たすという別の面からの要請がございまして、御承知の通りすべてそういう措置がとられておるわけでありまして、学校の先生の場合も、特に工業教員の入手が非常に困難である実情は御承知の通りでございます。これまた先生が来てくれなければ生徒の急増の面はもちろんですけれども、所得倍増の見地からいひますと、一般的に今後科学技術教育を振興するといふことから見ましても、一大欠陥を生ずる。欠陥を生じさせないようにしなければならぬといふ國家的な要請がまた別途にあるわけでございます。それとこれとの比較考慮の結果といたしまして、マイナスの面もございまして、まあバランス・シートを作つて判断するならば、こういう措置もあつて判断すること、國家的立場においては適切だ、かように判断して御提案申し上げておるような次第でございます。

○山中(吾)委員 そういふ國家的立場はわかるのですが、その國家的立場で行なつた結果が、教育界の中に非常に不平不満をもたらしける。全体として教育がマイナスになるのではないかと、いふことをいふも計算をして政策を立てていただかないと、今工業関係が払底したから工業の教員に特典を与えるというだけでは、今度は水産教育、農業教育に非常にマイナスが出たと思は、総計としては私は退歩になると思ふので、その点については、常に政策的な法律を出す場合については、私は全体の日本の教育水準といふものを考へて御検討願ふなければ、飽えず思ふ

つきの法案が出るので、その点私は大

臣に強く御要望申し上げたいと思ひます。

そこで、この法案の根拠になつておられます一般職の職員の給与に関する法律の第十条の三に、「科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる官職三云々となつておりまして、この法律に基づいて初任給調整手当を支給できる教員の範囲は、科学技術に関する専門的知識でありまして、その法律に規定する範囲は必ずしも工業科学技術だけではない、農業科学技術も水産科学技術も含んでおると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○内務府委員 お説の通り、十条の三で「科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる官職で人事院規則で定めるものに新たに採用された職員には、こゝに書いてありますので、こゝで人事院規則でどの辺までしほるかという問題だと思ふ。当面採用による欠員の補充が著しく困難だと認められる職種として工業だけが上がつたわけですが、今後水産の問題あるいは農業の問題その他の問題についても、同じような条件であつた場合には当然検討されるべき課題である、こう思うのであります。

○山中(吾)委員 そうしますと、この法律に基づいて、水産関係の教員も農業関係の教員も含むということは間違いないわけですね。

○内務府委員 御指摘の通り、科学技術に関する専門的知識を必要とするものであるならば、当然人事院規則で考慮すべき問題でございしますが、当面人事院規則がきまりましたものは、一

応工業関係だけに限定したわけではございません。

○山中(吾)委員 それはよくわかりましたので、将来採用に困難を生じてきた場合、量質ともに含んで、先生はあつたけれども、非常に質の低い者しかこないという場合には、採用に困難であるというふうには私は解釈したいと思ふのですが、それは間違いないですね。

○内務府委員 さうに考えております。

○山中(吾)委員 そうしますと、農業基本法というふうな一つの法案が出てきて、農業技術、知識の向上をはからなければならぬという一つの新しい社会的要請が出てきた。それに適応する農業関係の教員が採れないというふうな場合には、やはり初任給調整手当というものを採用して、そして農業技術の向上をはかるということ、政策上おとりになる意思があるのかどうか、これは文部大臣にお聞きしたい。

○荒木国務大臣 もちろん今御指摘のような場合には、検討して追加されるべきものと思ひます。

○山中(吾)委員 次に水産関係ですが、水産関係については、御承知のように三年の水産高等学校を出て、遠洋漁業その他の免状をもらふのには、実習に相当の時間が必要。沿岸漁業、遠洋漁業を含んでさういふふうなことで相当専門的な教育を必要とするわけですが、さういふ水産関係の教師を獲得するについても、同じような条件ができたときには、初任給手当を支給する方策をとっていくということについて、これは文部大臣のお考えを聞きたいと思ふのですが、同じ御意見であるかどうか。

○荒木国務大臣 農業基本法の関連についてお尋ねにお答え申し上げます。

○山中(吾)委員 それで工業関係だけではない、商業関係全体を含む教員に對して、必要によつては同じように適用するといふふうな文部大臣の教育政策の一つの方針を言われたので、商業関係だけの教育界の矛盾は、将来に對しても説明はできぬのじゃないかと思ふのです。その点を十分に腹におさめておいていただかないと、教育界が、高等学校の実業関係に非常に矛盾を来たすのじゃないかというところを、私は特に一つお考え願つておきたいと思ふのです。

次に、三カ年以内において初任給調整手当として支給する、三カ年たつと一先ほど御説明のように、最初は二千円、その次が千四百円、第三年目は七百円、四年目になれば、ほかの一般の教員と同じ給与に戻るんですか。何かプラスになつてゐるんですか。あるいは三カ年をえさど政策で一これらはえさど政策だ。えさをやつて、そして最初は二千円高いからといって誘惑をして、次は千四百円、次は七百円、そして三年ぐらゐの教壇に立つておると外へ逃げないだらう。こゝきと教員は三日したらやめられないという變なことわざがあるんですが、子供に向かつていくと、子供の教育のためにやつていくという、一つの経済的な觀念を離れて、文部大臣のいわゆる使命感ですか、さういふものを持つ者はもちろんある。しかし結局四年目には何もなくなるのだ。そうするとさういふん悪政のえさど政策のように私は思ふのですが、実際はこれはどういうこ

とになるのですか。この法律の実施の結果は……。

○内務府委員 初任給のところが一級企業と比べて非常に低いのでございしますが、その後公務員につきましては昇給いたしておりますので、その昇給の方は比較的民間よりもいい点もございします。四年目になりますと、毎年千円ずついたしますから、四千円の昇給をするわけでございます。ですから最初の年に二千円、次に千四百円、七百円と減じていきまして、四年目はゼロになるわけでございますが、そのころは本俸が今申しましたように、四千円くらい上がつておりますので、ごしんばういたかく、こゝにいうわけでございます。

○山中(吾)委員 こゝにいうことなんですね。民間の関係を聞いてゐるんじやないのです。同じ教員関係で農業関係、工業関係、水産関係を含んで、一般の普通教科を持つてゐる先生も四年目になると同じになる、こゝにいうことですか。

○内務府委員 さうでございます。

○山中(吾)委員 そうすると恩給関係その他には何らの関係はない、さういふ政策を出すということになると、これは生活給としてのお考えで出しているのです。先生の初任給が安くてどうも生活に困るからという生活給の思想で出しておられるのですか。

○内務府委員 これは単に教員だけではない、公務員として科学技術者をとり場合の一般的な政策でございまして、公務員関係に科学技術者を確保したい、こゝにいう趣旨から出たわけでございます。

○山中(吾)委員 生活給的なものではないのですか。

○内務府委員 別に生活給とか何とかではございせんので、これは科学技術者を確保するための便宜的措施でございします。

○山中(吾)委員 生活給とおっしゃればいいじゃないですか。ばくは意地の悪い質問のようですが、さうではないのです。初任給は安い、四年ぐらゐになると昇給があるから、大体食える程度になる。それであとへずつと特典が残るならば別です。四年目でゼロになるのだから、教壇に立つてゐる教員は初任給は安いのだ、最初三年ぐらゐは無理なのだ、これは初任給調整手当を、財源さえあるならば教員全部にも及ぼしたいものであるけれども、とりあえず政策的な考えで工業関係の教員にだけ出してゐる給与なのであるか。その思想は、最初の給与の安いとき三カ年なり四カ年だけ生活費を補給するといふ性格なのかどうか。もしさうならば、初任給は全体として安いのだという思想の上に立つて、できるならばみなもつと上げたいのだということかどうか、これは私としては非常に重大なことです。さういふ思想の上に立つておるならば、立つてゐると今確認しておきたいと思ふので、大臣に聞きたいと思ひます。

○荒木国務大臣 当初お答え申し上げましたように、本来工業教員の入手が困難である、困難であることは教育目的を達し得ないということになる。その結果は、また国民経済全体にも影響するところが絶大である。さういふことから公務員に科学技術者を吸収する、その一環として、工業教員につい

いという現実問題がある。それに着眼して、それを調整するという趣旨と心得ます。生活給を補給することとでなくして、あくまでも現実の問題に直面いたしまして、民間給与の一般的な傾向をにらみ合わせて、初任給が特に一般より低いものだから、それを調整することによって、給与上の問題だけならば、民間に行っても工業教員になっても、同じ魅力を持つのだという臨時応急の措置である、かように理解いたします。

○山中(吾委員) それでは調整手当という制度で初任給を上げるといふ方向に持つていく思想はないわけですね。

○荒木国務大臣 今のお尋ねの点は、私も自信を持つて申し上げかねる課題

でございしますが、公務員の給与等を定めます場合に、工業教員ないしは科卒技術関係の公務員というものだけに特別に初任給をどうするという課題は全然別個の問題として、一応合理的な線であるとなんては考えておると思ひます。ところがそれを民間の一般の初任給に比べると差があるものですから、先ほど政府委員から申し上げましたように、数年後には昇給で追いつけるけれども、初任給のきめ方が一般共通の

課題として取り扱っておりますために
民間と差がある。それをこの際調整し
ていこう、今後初任給そのものがいず
れかの機会にこれまた検討され、調整
された結果、民間と比較をしてみても
その必要がないというときには、これ
は廃止されるべき性質のものかと心得

○山中(香)委員　そうすると、採用困難という事情がなくなると、廃止する意図のもとにこれを行なっておられるのか、そういうことなですか。私の聞くのは、恒久的な制度として他に及ぼしていくという思想のもとに初任給調整手当をお考えになつておるのか、あるいは採用困難という事情がなくなると、とつてしまつてもこれを便宜的に臨時的なものとして立てられておるのか、どちらか、こゝういふことで

す。

○荒木国務大臣　今御指摘のような趣旨のものと存じます。

○山中(番)委員　あとの方でしようか。

○内務政府委員　これは一般職の職員
の給与に関する法律によりますと、二
つの条件があるわけであります。一つ
は、科学技術に関する専門的知識を必
要とする、かつ、採用による欠員の補
充が困難と認められる官職、この二つ
の条件がございますので、ただいま大
臣が申しましたように、欠員に支障が
なくなれば、これは別に初任給調整を
いたす法的根拠がなくなるわけでござ
います。

○山中(吾)委員　ずいぶん回りくどく話をされたので、だから、そういう条件がなくなると、これは廃止するつもりなのかどうかということです。

○内藤政府委員　これは人事院規則できめておるわけでございますから、人事院規則は、その必要性がなくなれ

○山中(吾)委員 それは人事院に聞く場合に、——そういうお答えは、人事

院に聞きますが、そうでなくて、文教行政の教師管理の立場から、この手当が今ここにあるように、法律にあるように、採用が困難のために、一時的に調整手当を出している。採用が困難でなくなったというならば、廃止するつもりでこの調整手当を考えておるのだから、あるいは調整手当というものを基礎にして、初任給は一般に比較して安

は上げる、そういう適用範囲を拡大し、恒久的なものにするという精神で立てておるかということを知っておるのです。(発言する者あり)これは重要な問題なんです。この辺で私語しておるけれども、もつてのほかですよ。そればもつとはつきりしたそういう基本的

な考えを持っていないと、この法案の考え方も、私はきつと変わつてくると思ふのです。それをもう少し明確に――それは人事院規則というものによつて、人事院の思想というのはどういふように持つていくか、これは別として、いわゆる文教行政の立場から、教師管理として、こういう思想の上に、この調整手当というものを将来考えていくのだということはお考えになつて、あるいは答えられてしかるべきも

のではないかと思います。

○内藤政府委員　先ほど申しましたように、この十条の三の法律適用要件がなくなりますれば、人事院規則は当然廃止さるべきものと考えております。

しかしながら現在の科学技術者の不足の状況から見ますと、これは当分そう

○山中(吾)委員　まだよくない。少し

も僕に答えていないのです。この初任給調整手当を恒久化の制度にするつもりかどうか。するつもりです、そうではないのだ、一時的に五、六年ごまかしてとつてしまふのだということなのか、はつきり答えて下さいよ、直接的に、間接でなしに、くつの外からかくような答弁をしないで。

○荒木大蔵大臣　公務員の給与制度
給与表というのは、初任給に關しては一般的には妥当である、こういう考え方で実施されているわけだと思ひます。ところが現実問題は、教回お答え申し上げた通り、工業教員について、教育の場だけをこの問題に限つて申せば、工業教員につきまして、實際

上その初任給手当が民間との関係において格差がありますために、就職率を上げる事ができないのであらう、こういう前提のもとに、民間給与との調整をとの意味合いにおいての制度でございますから、ことにまた、今もとの法律、基本の法律を政府委員から申し上げましたように、明らかにそういふ条件もある制度でございますので、もし工業教員の入手が困難でなくなつたといふならば、この調整手当は自然に必

要でなくなる、そういう角度から人事院規則が改正されることがあるであろう、そういう筋合いかと心得るのであります。同時にまた、先刻も政府委員から触れましたように、少なくとも今後十年間これが不要になることはないであらうという現状だと思います。こ

じゃなかろうかと推察されますが、少なくとも所得倍増だけの問題を取り上げまして、すでに御案内の通りに、推定によれば足らないことがはつきりしておる。その養成すらもなかなか追いつかないくらいの困難さを考え合わせますとき、相当長い間この制度は生きていくのじゃなかろうか、こういうふうに思っているわけであります。

〔山中(吾)委員〕所得増進計画の推進に従つて、教員の給与と民間の給与の格差はふえる、自然にはおつておけばふえるはずで、それで文部大臣の立場としては、教育は人ですから、その教師の生活及び待遇を改善するといふ重大な任務があるのでありますし、こういう所得増進計画の見通しの中に、

一方に政策的に教員を吸収するという便宜的政策から出た制度であっても、この初任給調整手当は、同時に初任給は安いので、少なくとも局長が説明したように、四年くらいの間昇給があつて、一応生活が安定すると思つてしまふと言つておるのですから、答弁の中に生活給的性格もあることは明らかなんです。そして一方的に十年間との間に民間との所得の格差がふえることは明らかです。こういうときに、十年

くらいはとる必要はないと思う、その
あととはというふうな客観的な、人ごと
のようなことをおつしやらないで、こ
ういふ調整手段を各教員に普及して、
そして現在の所得倍増の推進の見通し
を含んで、大臣は初任給を引き上げる
という場にするという決心をしている

のだという事は言えないですか。
(発言する者あり) そういうくらいでない、これはあまりにもうそを言っている。そういう便宜主義の子供をだますようなえさつり政策、そんなことによつて教員をだますような政策を持つてくるのは私は反対です。

〔発言する者あり〕

○濱野委員長 御静粛に願います。

○山中(吾)委員 採決だけに出てくるなら帰つて下さい。私はまじめに審議している。今の点、文部大臣どうですか。

○荒木国務大臣 お答え申し上げます。

山中さんの御質問が、調整手当の趣旨をどう理解しているかというお尋ねですから、その部分だけを申し上げたわけでございますが、一般的に公務員の給与体系、給与制度がいかにあるべきか、初任給を含めまして現状でよろしいかどうか、これはまた別問題だと思ひます。私は一般的に申し上げれば、しよつちやう申し上げておりますように、大学教授を初めとして学校の教職員の給与は戦前並みにせめてほしいと従来文部省は考えてきているようですが、戦前並みでなしに、戦前以上に持つていくという方向づけを当然のことと考へております。ただ実際問題としては、文部省だけがそう言つてすぐできるものではないのですから、悩みはございますが、公務員の給与の改善という課題は当然重大なこととして考へていくべきもの、それはさうでありまして、現実に工業教員の入手が困難なのをどうするかという問題に逢着してこのことが出てきておる、こういうものと思ひのであります。公務員はあくまでも公務員です。

ら、公務員としての給与体系あるいは給与内容というものがございまして、民間と同一であらねばならぬわけのものでもございまして、現実、にそういう格差が何十年後もやむを得ずあるとするならば、同様の趣旨の調整手当というものは、少なくとも教員については続けられていくべきもの、その必要が全然なくなつたらおのずから適用対象がなくなつた意味において人事院規則が改正されるでございまして、そういう時期があるでございまして、そういうことを申し上げたわけでありまして。

○山中(吾)委員 通産大臣とか池田長官ならば、技術者の養成とか、そういう立場だけで工業教育の発展のために、とにかくよい教師を吸収するためには技能手当をやれということではないかと思ひます。しかし、文部大臣の場合には、工業科教員だけに特別の特権を与えれば、農学科の教員も水産学校の教員も不平不満を持つて、教育界というのは混乱するのだから、こういうときに、こういう初任給手当という調整手当は、これだけに考へておるのではなくて、一律に他の教員にも及ぼしたい気持であるくらい言わないと、教育界は成り立ちませんよ。通産大臣とか池田長官が言ひなら、それは彼らは工業関係の発展だけを考へればよい。文部大臣は全体の教育界の平和と、そして不平不満を持たない公正な立場を堅持していかなければ教師政策は成り立たないわけですから、それを通産大臣と同じような答弁をされておるのは、文部大臣の答弁の感じがしない。そこでほかの教員についても、できればということをお大臣が言わなければ、文部大

臣の答弁にならないんですよ。(日教組と違ふ)と呼び、その他発言する者あり)日教組なんて言つてるんじゃないや。国会だよ。もつとそういう意味の教師政策として、いわゆる工業界の発展のために必要だという答弁でなしに、教育界全体としてどうあるべきだという立場から御答弁を願ひたいと思ひます。

○荒木国務大臣 先刻お答え申したつもりであります。当面工業教員だけが現実問題として、民間との格差があるゆゑをもつて入手困難だ、その当面の必要に応じていくという考へ方なわけでございます。すでに先刻も御質問がございまして、工業教員以外の産業教育面だけを考へても、かれこれ感情的におもしろくないじゃないか、マイナスの面があるのじゃないか、こ

うおっしゃいます。それはある程度あるであらうと思ひます。思ひますが、そのマイナスがあるがゆゑに、他の科学技術者入手の関係においては現実のこつぱり調整政策をとつておるのに、感情問題としてマイナスが立ちそりだからこれを取りやめるといふことも、また違つた意味でマイナスが大きくなるであらう、教育目的を達し得ないという具体的な欠陥が出てくるであらう。それとこれを考慮しまして、これだけとして、教育フロンターの立場からいって、非常にいいものだといふわけにはもちろん参りませんけれども、やむを得ざる措置としてこのことがなされるのが適切であらう。同時にまた一般的に公務員の給与の改善、特に教育公務員の給与の改善がもつともつと努力を積み重ねるべきことは当然のことと心得ております。それと

これとは一応仕分けをして、私も申し上げ、考へざるを得ない課題と受け取つておるのであります。

○山中(吾)委員 まことにもの足りない答弁ですが、私は一応その辺で善意に解釈して、こういうものを各教育界の平和のために悪用するのではなくて、善用する方向に御検討願ひたいと思ひます。

それから給与の関係で法制当局に質問をしたいと思ひますが、まだ来ないので、私はそれまで質問を中止いたします。

○濱野委員長 野原君。

○野原(覺)委員 この法律はきわめて重大な法律であります。山中委員の質問に対する進行の状況を私拝見いたしました。本国会が始まつて以来、文教委員会としてはまれに見るヤジが続出してあります。このようなことは私は文教委員会の審議のためにはなほ遺憾にたえない。委員長は、そういうことのないように、私の質問中には静粛に一つ願ひたいと思ひます。

そこで私はお尋ねをいたしますが、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律、この中身を見てみますと、二つあるのです。一つは死亡一時金を削る。もう一つは、ただいま山中委員が質問いたしました初任給調整手当を加える。この二つだけなんです。ところが、文部大臣の提案理由の説明を讀んでみますと、死亡一時金について一言半句も触れていないのです。初任給調整手当については若干の説明を確かにしておりますけれども、どういふわけで、内容が二つしかないのに、しかも死亡一時金について、死亡一時金というものが今日まで教員に

出されておつたのやら、いないのやら、私も非常にわからない点があるのに、なぜこんなものを削るのか、こういう点については、私は提案理由の説明にはつきりうたうべきだと思ひます。なぜ提案理由の説明にこういうことをしないかというところは、私の推測によれば、いろいろあります。これは質問において明らかにしたいと思ひますが、まずその点からお尋ねをいたします。なぜこれをお伏せになられたのであります。何か伏せなければならぬ事情でもございませうか。

○内藤政府委員 これは整理漏れでありまして、当然前に整理しなければならなかつたのですが、その時期が過ぎたことは大へん遺憾に思つておりますが、死亡一時金は昭和二十八年に国家公務員等の退職手当の法律が出ましたので、その際に、退職手当に死亡一時金は吸収されておるのでございまして、そこで、当時までは死亡一時金という制度がございまして、四月月分の死亡一時金が出たわけでございますが、退職手当等の法律の改正によりまして、百分の四百を支給することに包含されておりますので、今やこの死亡一時金という名称は、給与体系のどこにもないもので、いわば整理漏れでございまして、あらためて提案理由に説明を加へなかつたわけでございます。

○野原(覺)委員 そういうこと、うらひは書いたらどうか。その点を述べるのが提案理由の説明じゃないかと思ひます。そこでお尋ねいたしますが、死亡一時金は退職手当に吸収された、こういうのですが、国家公務員の場合には法的根拠も、これは文部省からここに条文も出ておりますから承知しております。

すが、地方公務員の場合に、特に市町村立学校の教職員の死亡一時金というものは、どういふ形でそれでは吸収されたのですか、御説明願いたい。

○内藤政府委員 地方公務員たる教育公務員につきましては、死亡一時金の制度が廃止されまして、俸給月額額の百分の四百を退職手当に加算する、こういうことになって現在きておるわけでございます。

○野原(覺)委員 それは四十六都道府県ごとく百分の四百が退職手当に加算をされて出ておられますか。

○内藤政府委員 出されておるものと思っております。

○野原(覺)委員 ものと思つておるじゃ困る。出ていないとすれば問題がある。出ていないとすれば、教育公務員特例法第二十五条違反になる。だから私は、責任ある答弁を承りたいのです。四十六都道府県の教員が死亡した場合に、百分の四百を加算して出しておるかどうか。あなた方文部省として、初中局長はそういうことをやるために文部省にすわつておられるはずなんです。ものと思つておる、じゃなしに、これは調査してもらいたい。東京都は確かに条例がある。しかし四十六都道府県ごとくその条例ができておるかどうか、そうして支給されておるかどうか、その点はいかがですか。

○内藤政府委員 明確な条例がない場合には従前の例によるということで国家公務員の例をとつております。この法的規定は全部四十六都道府県にされております。

○野原(覺)委員 従前の例による、明確な規定がない場合に、従前の例によるという場合といえども、その額は百

分の四百でなければならぬと私は思いますが、下回つておるようなことは断じてございせんか。

○内藤政府委員 条例で明記されておる場合は別でございますけれども、国家公務員の例によるというより規定をとつた場合には、百分の四百が当然出されなければならぬものと確信しております。

○野原(覺)委員 条例で明記されておる場合はなるほどそれは条例によつて適用されるでしょう。しかし、その条例の額がきつめて僅少であるということになりまふと、教育公務員特例法第二十五条の五によつて「公立学校の教育公務員の給与の種額及びその額は、当分の間、国立学校の教育公務員の給与の種額及びその額を基準として定めるものとする」という規定に違反をすることになるわけでありまふ。だから、これは文部省の方で一体四十六都道府県にどのような額の条例がその後出されておるのか。この種の死亡一時金というものは一体どういふ実施状況にあるのか。これは調査をされておると思うので、もう一度その辺を御説明願いたいと思ひます。

○内藤政府委員 現在は死亡一時金という制度はすでに昭和二十八年以来なくなつております。従つて現在支給しておられますのは退職手当の中に加算されておるわけでありまふ。加算の額が先ほどお話しのように条例で規定してありますものはその条例によりまふし、条例によらざるものは国家公務員の例による、こういう規定がございまして、百分の四百を下らないものと信じておるわけでございます。

○野原(覺)委員 あなたは死亡一時金というものはなくなつておると言ひますけれども、死亡一時金を削るためにこの法案を出したのでしょう。私は實際上は死亡一時金というものはなくなつておる、そのくらいのことには知つております。加算制度ということになつておる、それも知つております。しかしながら、今ここで私がこの法律改正について議論をするのは、死亡一時金を削ると出してありますから、私は死亡一時金という言葉を使つておるものであつて、死亡一時金がなくなつておるならばなぜ削らなければならぬのか。なぜ国会にこれを提案しなければならぬのですか。

そこでお尋ねしたいことは、昭和二十八年の八月一日に国家公務員の場合にはたしか死亡資金といったと思うのだが、これが退職手当に加算をされるということになった。これは昭和二十八年八月一日なんですね。今は昭和三十一年なんですよ。一体八年間も実際にはなくなつて不必要な規定をこの法律の中に残したわけはどういうわけですか。文部省は八年間も何をしておつたのです。市町村立学校職員給与負担法の第一条に死亡一時金というものは残されておる。この理由を聞きたいと思ひます。

○内藤政府委員 これは整理漏れでございまして、今日まで市町村立学校職員給与負担法の改正を政府提案いたしませんでしたので、当然改正をすべきものであつたと思ひます。遺憾に存する次第でございまして。

○野原(覺)委員 怠慢であることをあなたに認めたくはありますが、私の良識からいへば八年間もほつておいたという

怠慢は全く許せない。一つの国会や二つの国会くらいは見のがして整理漏れというのはあるでしょう。ところが八年間もほつておる。あなたは八年くらい初中局長をやつておるはずでしよう。その怠慢の責任者はだれですか。この種の責任は当然文部大臣ということになりまふが、実際には文部大臣はこんなことは知らない。当然当面の責任者は初中局長だと思ひますが、一体なぜ八年間もこれに気がつかかつたのですか。

○内藤政府委員 これは昭和二十八年にこの法律が改正になっておりますので、当然昭和二十八年に改正すべきものであつたと思ひます。私が初中局長に就任いたしましたのは昭和三十一年の暮れでございまして、自來直そうといたしました機会がございました。従つて、今回機会がございましたので、従来の整理漏れをこの機会に御審議をわすらしたわけでございます。

○野原(覺)委員 今度の機会とは、初任給の調整手当を出そうということですね。そこで初任給の調整手当ということになると野原も反対できないだろう、何がしかのアルファの金が出るのであるから反対はできない。そういふ魂胆が一つあつたと思ひます。そこでその魂胆があらましたために、今度のこの死亡一時金の削除は提案理由の説明からは伏せて——これを伏せぬと怠慢の責任を追及されるかも知れないからというので、所要の規定の改正をいたしたというふうなごまかしであなたを出してきたと思ひます。こういうふうな考え方が僕は一番許せないと思ひます。なぜ一体提案理由を説明するときに、実は八年間これは整

理漏れになつておつた、まことに私どもの不行き届きでこのようなことは相済みませんでした、これは単なる形式的な訂正だけの問題でございましてからということをやつたと説明しないのですか。国会議員というものは、こう言つたら何でございませうけれども、この種のこまかい点については實際に気がつかないものなんです。私も気がつかない。私が気がついたのは提案理由の説明がなかつたから気がついたのです。これは内藤局長らしいことをまたやつたなと思つて気がついたのです。人をだますことをやつたなと思つて気がついたのです。そこでずつとまぐつとみる、なるほど八年間ほつておつたということがわかつてきた。与党の諸君だつて野原の諸君だつてだれだつて気がつかない。私はこういふことは今後の文部行政としてきつめて遺憾なことだと思ひます。荒木大臣の御所見を承りたい。

○荒木国務大臣 御指摘のように提案説明で率直に御説明申し上げるべきであつたと思ひます。ただ先ほど来御答弁申し上げたことで御理解いただいたと思ひますが、実質的な改正内容でないために、単なる整理漏れだということだけであつたために、ことさら御説明申し上げぬでもよからう、こう思つたことと思ひますが、しかしそれにしましてもういふことを付言することが適切であつたろうと思ひます。

○野原(覺)委員 市町村立学校職員給与負担法の一部に死亡一時金というものが残つておる限りは、死亡した教員の遺族は死亡一時金をはらえるものと早合点をする。これは残つておるじゃありませんか。単なる整理漏れと簡単

にいわれますけれども、法律の改正とはそんな簡単なものじゃない、一言半句といえどもおろそかにしないのが法律でなければならぬと思う。一体法律の整理というものをどう考えておるかというのを私は責めたいのです。しかし、今、文部大臣からあのような釈明もあり、文部省の明らかな怠慢であつたといふこともございいますから、私は今後この種のことがないよう一つ気をつけていただきたいと思ひます。

○濱野委員長 山中君に申し上げます。人事院の給与局長が参りましたから、先ほどの質疑の要領を再び繰り返していただきます。山中君。

○山中(吾)委員 給与局長にお聞きしたいのですが、先ほどこの間衆議院採決になつた工業教員養成所の卒業生の給与について免許状は授与するけれども、四年制の大学の卒業生と三年制の教員養成所の卒業生とは同一給与を与えることは局長はできないというお答えがあつたと記憶しておるのですが、その点はどうですか。

○瀧本政府委員 文部省から事務的に御連絡がございまして、臨時工業教員養成所の卒業生については大学卒業と同様に扱つてもらいたいという御希望があつたのであります。われわれの方は給与を所掌いたしております関係上、この問題をいろいろ考へてみたのでございまして、現在の教員給与というものが、免許と学歴と修学年数によつて構成され、体系づけられておるのでございまして、かりに三年制の場合におきまして、これを現在の新制大学の四年制の場合と同様に扱うことにいたすといふならば、短期大

学におきましてもやはり同様の希望が出てきて、これをまた上げろというお話が出てこないという限らないと思うのであります。われわれは、この給与法が、先般国会で御審議いただきまして通過させたいと思つたわけであります。初任給全体について考へたという附帯決議がつけられておるもので、この点につきましては、全体的な問題といひまして十分今後研究いたしたいと思ひます。附帯決議の趣旨に沿いたいと思ひます。附帯決議の趣旨に沿いたいと思ひます。附帯決議の趣旨に沿いたいと思ひます。

○山中(吾)委員 やはり四年制の学歴と三年制の学歴は同一にするということとは人事院としてはできないということとは、私正しいと思ひます。そうではないと、あらゆる混乱が生ずると思ひます。文部省の方では、四年制と同じ給与を折衝中で、そうなるというふうなことを言つておるわけなんです、給与局長と違ひじゃないですか。

○内藤政府委員 従来、人事院も、政員の免許状を一つの重要な柱として給与体系を考へられてきたわけでありまして、たとえば、大学卒の旧制の免許状を持つた者の処遇の改善につきましては、これは必ずしも年限を考慮されな

○瀧本政府委員 文部省から事務的に御連絡がございまして、臨時工業教員養成所の卒業生については大学卒業と同様に扱つてもらいたいという御希望があつたのであります。われわれの方は給与を所掌いたしております関係上、この問題をいろいろ考へてみたのでございまして、現在の教員給与というものが、免許と学歴と修学年数によつて構成され、体系づけられておるのでございまして、かりに三年制の場合におきまして、これを現在の新制大学の四年制の場合と同様に扱うことにいたすといふならば、短期大

正という手続をとつていただいて、これに適應するような給与をきめていただくのが適當ではないかというように考へております。ただ全体的に教員確保の問題がむずかしい、従つて全体的に初任給を高くしろという御要望はございまして、われわれとしましてはこのことは痛感いたしておりますので、十分研究いたしたいと思ひます。

○山中(吾)委員 やはり四年制の学歴と三年制の学歴は同一にするということとは人事院としてはできないということとは、私正しいと思ひます。そうではないと、あらゆる混乱が生ずると思ひます。文部省の方では、四年制と同じ給与を折衝中で、そうなるというふうなことを言つておるわけなんです、給与局長と違ひじゃないですか。

○内藤政府委員 従来、人事院も、政員の免許状を一つの重要な柱として給与体系を考へられてきたわけでありまして、たとえば、大学卒の旧制の免許状を持つた者の処遇の改善につきましては、これは必ずしも年限を考慮されな

○瀧本政府委員 文部省から事務的に御連絡がございまして、臨時工業教員養成所の卒業生については大学卒業と同様に扱つてもらいたいという御希望があつたのであります。われわれの方は給与を所掌いたしております関係上、この問題をいろいろ考へてみたのでございまして、現在の教員給与というものが、免許と学歴と修学年数によつて構成され、体系づけられておるのでございまして、かりに三年制の場合におきまして、これを現在の新制大学の四年制の場合と同様に扱うことにいたすといふならば、短期大

が、四年制と三年制を同じにするというやうなことは、これはできるものじゃないですよ。今局長が話したように、免許制度と学歴とあわせてそれらの給与体系を今組んでおる。だから学歴を無視してそういうことをすれば、これは完全に秩序を乱すので、三年かかって、そういうことでは私はこの法案をこまかして通したといふことの跡始末は大へんと思ひます。あれだけ僕ら言つたのに、少しも反省しないで、与党、文部省が通しましたのです、給与はそうならない。一体免許状はやつたけれども、免許状に合わない低い給与をもらつて、工業教員の養成獲得は大丈夫だといふやうなことは私は言えないと思ひます。今局長との話では、私は局長は見込みがないといふふうに聞か

○荒木国務大臣 ただいまさうなことは考へておりません。臨時教員養成所でございまして、あくまでも臨時の国家的必要に応じた制度として御納得をいただいたものと思つております。従つてこの臨時の、しかも実力はあるところの卒業生に対して免許状が与えられるならば、その実質的価値判断のもとに人事院でも十分考へてもらへるものと期待しつつ折衝しているわけでありまして。

○山中(吾)委員 いつも期待論で終始一貫されておるようでありますが、局長の方で今初任給全体として考へることは私は、初任給全体を上げることがは所得増進計画から当然必要なものが

○瀧本政府委員 私が申し上げましたのは、前回もこの委員会で申し上げたのでございまして、本俸の体系——今まで申し上げたことは多少言葉が不足しておつたかと思ひますが、本俸の体系におきましては、四年制と三年制のもの、やはりこれは何らかの形において同一でない取扱ひにせざるを得ないのであるから、これは現在のわれわれの研究の結果はそう思つてお

出るだらうと思ひます。今の文部省の期待は、給与局長としては期待に沿いますか。

○瀧本政府委員 私が申し上げましたのは、前回もこの委員会で申し上げたのでございまして、本俸の体系——今まで申し上げたことは多少言葉が不足しておつたかと思ひますが、本俸の体系におきましては、四年制と三年制のもの、やはりこれは何らかの形において同一でない取扱ひにせざるを得ないのであるから、これは現在のわれわれの研究の結果はそう思つてお

○山中(吾)委員 だから本俸はくずれない、いいですね、本俸はくずれないとはつまり言つています。そこで次の、この法案に關係した初任給調整手

○山中(吾)委員 だから本俸はくずれない、いいですね、本俸はくずれないとはつまり言つています。そこで次の、この法案に關係した初任給調整手

当は、これは本俸に關係ない付随的なものであるから、そこに考慮の余地はあると給与局長は言つておる。それはほかの教員だつて同じです。いわゆる養成所を出ない四年制大学を出た者に對しても、工業關係の者には初任給調整手当をやるのだから、本俸をくすさない限りは給与の差は同じじゃないですか、それでよろしい。

○内閣府委員 まだ人事院も一般論をおつしやうといつしやいます。具体的にはこの卒業生が出ますのは三年先でございまして、三年間かかつて人事院を説得したいと思つております。人事院でも決して年限だけを主張していらつしやるのではなくて、教員の免許状といふことが重要な要件だ、これはこの前の学歴制度のときも免許状中心にお考えになつておりますから、そういう過去の実績等もございまして、また臨時教員養成の必要性もございまして、この三年間かかつて一生懸命納納得のいくりに御説明したいと思つております。

○山中(吾)委員 局長、今のこちらの局長の論に對してあなたの御意見を聞きたい。説得にこたえるのですか。

○逓本政府委員 先ほど申し上げましたように、現在文部省から事務的に御連絡があつたわけでございます。その段階で人事院がいろいろ考えました結果は、ただいま申し上げたようなこととでございます。で、やはり本俸体系の上において現在二等級初号の下はないのでございまして、新設しなければならぬのでございまして。その新設する金額をどのようにするかという問題はまたあつるかと思ひます。こういうことにつきましまして、そういうことも含め

まして十分今後文部省と事務的に御連絡申し上げて参りたい。われわれとしてはやはりこの四年制の場合、三年制の場合といふものが、現在初任給体系といふものは、学歴と修学年数といふもの両者を合わせた基礎の上に初任給体系といふものができ上がつておるわけでございますから、その体系は一応存置することが適當ではないかといふふうに考へておりますけれども、臨時教員養成の目的に沿うといふためには、やはり全体的に初任給が高くなるということが必要なのであらうと思ひます。また場合によりまして、別個の観点から、全収入におきまして、よほど考へるという必要があるのかもしれないと思ひますのであります。そういうことにつきましまして、十分今後研究をいたしたいと思ひます。

○山中(吾)委員 局長いろいろ複雑に考へて答へられたと思ひますが、新しい制度と言ひますけれども、学歴が三年年の教員養成所といふことだけは明らかでございまして、そして新制度は、大学でもない、各種学校でもない、大学の低い。その大学より低い格づけの養成所、そして三年の修業です。そういうことが現実の問題だから、人事院規則の給与体系の思想からいってなかなか困難だと私は思ふのです。それから先ほど言つたように、短大卒業生の人々、これは公、私立関係みな含んで、その関係からまた不平不満が出るから、私は一般の経済界の要望といふことだけでは、大へんな問題であつて、人事院規則といふのは、なかなか文部省の要望にこたへたいものだと思ふのですが、今あなたのおっしゃった、必ずこたへられるという見通しを

持つて、お答えになつておるわけですか。

○逓本政府委員 現在までの研究の結果は、先ほど申し上げた通りでございます。現在ではやはり科学技術振興という観点から、まず教員養成をやつてからならなければならぬ。そのためには、特段の努力をしなければならぬので、これは場合によつたら、いろいろなものに優先するといふような考へ方もあるわけでございます。そういう中におきまして、この公務員の、ことに教育職員の給与体系の問題といふものをどう調和させていくか。われわれの方としては、現在端的に申しますならば、やはり三年制と四年制は区別すべきであるという原則はございすけれども、そこをどう調和させていくか。しかし本俸体系においては、それはできただけの現行の体系をくすさないのがよいのではないかと考へております。そういうことが現在の研究の結果でございますけれども、またこの問題は三年先の問題でございますので、その間に文部省のお話も十分聞きまして、そしてわれわれの体系をくすさない範囲で、どういふことができるのか、十分研究してみたいと思ひます。

「明答と呼ぶ者あり」

○山中(吾)委員 少しも明答でないのです。早くおきめにならないと、三年間と言ひますけれども、しかし四月の終わりに募集をして、五月から始まるわけですから、私はこれはどつちかに速急にきめるべきだ、そういうふうにするので、いずれにしても、文部省の要望が、一方に四年制大学と同じ給与にすると、そして局長は免許制度の上に立つておる、こう言う。しかし学歴と

免許制度の二つの柱で立つておると給与局長ははつきり言つておる。学歴を無視して給与体系をきめていけば、これは給与体系の混乱が果てしなく続くことは明らかで、たとえば短期工業大学の卒業生で、その場合にもし仮免といふような制度が出たときには、そうしたら三年制と同じようにするかどうかといふ論まで出てくると思ふのです。それで三年制といふものの矛盾を人事院が解決するために、便宜主義な方法をとるか、あるいは四年制にすべきであるといふことによつて、根本的に給与体系を守つていくといふことが、人事院の立場なのか、それはどういふものなんでしょうか。

○逓本政府委員 どういう教育計画を持つたかといふことは、これは人事院の干渉すべきことではないのであります。これはやはり教育主管庁におきましてお考へになることであらうと思ふのであります。その際に、どういふふうにそれに給与を適応させたらよいかといふところが、人事院が考へるところであらうと思ふのであります。従いまして、われわれの方は先ほどから申し上げておりますように、給与体系といふものは、これはやはり全般と関連のある問題でございますから、でためにこれをこわしてしまふといふことはもちろんできないわけでありまして。しかし問題は、それでは話し合ひがもう全然つかない問題であるかどうか、給与といふ問題は、もちろん本俸における何等級何号といふものが一応基準にはなるわけでございますけれども、そのほかの給与もあるわけでございます。またこの場合に、やはりわが国の科学技術振興の立場から、その基本である工

業教員の確保といふ非常に大きな別の面の要請もあるわけでございます。その間をどういふふうに調和させていくか、給与体系は体系としてできるだけこれは存置したいといふことで、その間ではいろいろ研究の余地はなからうか、そういうことは研究いたしてみたい、こういふ考へでございます。

「よくわかつた」と呼ぶ者あり

○山中(吾)委員 最後にお聞きします。が、まだわからない。もう一度聞くが、これは給与局と文部省とで話をしなければならぬわけですね、将来の努力で。そして幸いに四年制の学歴と同じ給与といふものができれば、これは一応めでたしめでたしでけっこうだと思ふのです。できない場合に、今の法案の初任給調整手当ですか、これを工業教員養成所とその他の大学卒業生の工業科の先生と同じ二千円ずつ支給しておれば、差は同じですね。差は出るわけですが、本俸が違ひますから。だから工業教員養成所の目的といふものは、やはり給与が低いといふことによつて果たせない。だから工業教員養成所といふものについて特別に同じ給与にするといふ対策といふものはあるのかないのか。いわゆる初任給調整手当といふものは養成所の卒業生に多くやるといふことはできないのじゃないかと思ふのです。そういうことができれば、これはできて逆非常に問題になる。そこで、この三年制の卒業生の給与といふものが、今の給与局長との話し合ひで文部省の期待に沿わないようなことになつたときには一体どうするか、できないときはどうするかといふことを聞いておかないと、この法案そのものにも関連するのである

から、そのときにはこの制度を再考するといふだけの決心をもつて折衝に当たるかどうかが、これを最後に文部大臣にお聞きしておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 先刻申し上げました通り、人事院の御共鳴を期待しているわけでございます。三年間あらゆる努力をいたしたいと思つております。

○山中 善一 委員 答弁にならぬような答弁をして、いつもそういう調子なんです。が、実際問題としては、もう少し再検討するくらいは決意をされておかないと私はいけな思ふので、どうせそういう政治的答弁しかないのでどうも思ひますが、給与の問題は私は真側に検討してもらいたいことを要望しておきたいと思ひます。

それから、調整手当そのものを単に便宜主義で、えさつり政策だけというふうなことは、この法案に私はどうもすつきりと賛成できないのですが、先ほど言つたように、やはり全体の教員のバランスというものを十分考慮して、今後この調整手当というものを発展的に検討するのだということを大臣がお答え願ひなら、この質問は打ち切つてこの法案に賛成したいと思ひますが、その点大臣は明確に御答弁をしていただきたいと思います。

○荒木国務大臣 同様の御趣旨の御質問に対して二回お答えしたかと思ひますが、もちろんお話し通りの考え方と進めていくべきものと思つております。

○濱野委員長 他に御質疑はございませんか。

○濱野委員長 他に御質疑がないようでありますから、これより討論に入ります。

別に討論の通告がございませんので、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認めます。

これより市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱野委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

ただいまの議決に伴ひ委員報告書の作成、提出手續等につきましては、先例により委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

本日午後二時までは休憩いたします。午後二時からの次第は、学校教育法等の一部改正法案に對しまして、参考人より意見を聴取することにいたします。

午後零時四十一分休憩

に指名いたしましたので、御了承を願ひます。

それでは本案について、参考人より意見を聴取いたします。

参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。参考人各位には、御多用中にもかかわらずわざわざ御出席下さいまして、まことにありがとうございます。

本日は、学校教育法等の一部を改正する法律案について忌憚のない御意見を述べただき、もつて本案審査の参考に資したいと存じます。

参考人の御意見の開陳は、お一人約十五分ないし二十分以内程度にお願いしたいと思ひます。参考人の御意見の開陳があつた後に、委員の質問に入りたいと存じます。

なお参考人の各位が発言を求められます際は、委員長の許可を得ることになつておりますので、御了承をお願いいたします。

それではまず乗富丈夫より意見の開陳を願ひます。乗富丈夫君。

○乗富丈夫 参考人 私、乗富でございます。私は産業関係者であり、また職業訓練の関係者でもございます。そういう立場から、この学校教育法等の一部改正案の中で、職業訓練と定時制高等学校との教科目の関係、調整の問題につきまして、意見を述べたいと思つております。

最初に、結論的にこの案に対する考え方をお述べすると、この定時制高等学校の教科目と職業訓練の教科目の間の単位の調整という点につきまして、

これからの教育訓練という制度の発展のために、最初のステップとして賛成できると考へるのであります。その点につきまして、考へを申し上げます。

と思ひますが、この法律改正の内容は、すでに二十八国会の昭和三十一年から毎年出されて、今度で五回目だと思ひますが、なぜこれほど何度も改正の要求がなされるかという点につきまして、お考へ願ひたいと思ひますのであります。それはこの改正案の内容をなしております教科目の調整というところは、この要望は長年にわたつて、実際に職業訓練なり技能養成を受けながら勤労青少年が定時制高等学校すなわち夜学に通つて

いるその青少年の長い念願であつたわけでありまして、すなわち同じような教科目を二度受けるということのむだ、二重負担を考へまして、何とかこれは調整できないものか。これは青少年の悲願でございます。従つて文部省当局もわれわれ産業関係者も、今日まで五度もこれを提案していただいて、何とか実現したい、こう考へておるものであります。従つてそれを改正することによる利益と申しますか、それは労働者のものと私は考へております。もちろんその影響を考へますと、単にそれは個人のよりよりは、ある場合には国家財政と教育投資の二重投資というものが相当省けるのではないかと。いわゆる企業内の教育施設その他に要する費用も相当削減されるのではないかと。と同時に勤労青少年の負担があるいは費用が減る。こういう面で非常に重要な意味を持つてゐると考へます。

従つて今日五回出されたという一番大きな理由は、そこにあるのではないかと考へております。これは文部省御当局が考へてゐるのと私が考へてゐるのと異なるは違ひは申しませんが、

と思ひますが、この法律改正の内容は、すでに二十八国会の昭和三十一年から毎年出されて、今度で五回目だと思ひますが、なぜこれほど何度も改正の要求がなされるかという点につきまして、お考へ願ひたいと思ひますのであります。それはこの改正案の内容をなしております教科目の調整というところは、この要望は長年にわたつて、実際に職業訓練なり技能養成を受けながら勤労青少年が定時制高等学校すなわち夜学に通つて

いるその青少年の長い念願であつたわけでありまして、すなわち同じような教科目を二度受けるということのむだ、二重負担を考へまして、何とかこれは調整できないものか。これは青少年の悲願でございます。従つて文部省当局もわれわれ産業関係者も、今日まで五度もこれを提案していただいて、何とか実現したい、こう考へておるものであります。従つてそれを改正することによる利益と申しますか、それは労働者のものと私は考へております。もちろんその影響を考へますと、単にそれは個人のよりよりは、ある場合には国家財政と教育投資の二重投資というものが相当省けるのではないかと。いわゆる企業内の教育施設その他に要する費用も相当削減されるのではないかと。と同時に勤労青少年の負担があるいは費用が減る。こういう面で非常に重要な意味を持つてゐると考へます。

従つて今日五回出されたという一番大きな理由は、そこにあるのではないかと考へております。これは文部省御当局が考へてゐるのと私が考へてゐるのと異なるは違ひは申しませんが、

しかし私はそう理解してゐるのであります。

次に技能者の養成、すなわち現在では職業訓練という形で行なわれておりますこの制度は、御存じだと思いますが、昭和二十二年に労働基準法の中に技能者養成という制度が設けられまして、それは徒弟制度の廃止と青少年労働者の保護という立場で設けられました。従つてその目的は労働者の保護がなされれば、企業そのものが必ずしも進展、成長したり、あるいはそれが産業に役立つという直接の目的でなく、労働基準という監督の立場からなされて参つたわけでありまして、従つて技能の養成という面からの成果は必ずしも大きくなかつたと思ひます。

しかしそこに技能者の養成という制度が芽生えたという点では大きな点だと考へます。それが三十三年から日本産業の発展に伴ひ、技能者の要請が非常に高くなつたということもございまして、また当時の占領政策をやり直すという面からも問題が取り上げられたかと思ひますのであります。そこで職業訓練というものが労働基準法から分かれまして、単独の職業訓練法ということになり、職業訓練制度という形で三十三年に制定されたわけでありまして、従つてそれからの職業訓練の発展も目ざましいものがございまして、国の産業の安定成長も御存じのようにすばらしいものがあるわけでありまして、それに相呼応してゐる制度でございます。

ここでわれわれは、先ほどの五回提出されたことについて、その五回の意味をもう一ぺん振り返つてみる必要があると思ひます。それは

一〇

五年間の産業経済の動きというものは決して同じでない、非常な発展をして

いる。にもかかわらず、ここに提出されている両者の調整なるものは、三十二年に提出されたままのものであつて、はたしてそれで現在の状況に適應するかどうかという大きな問題が一つ

残されておるのでございます。私はこの程度の改正では、今の経済成長の十年計画や科学技術の振興という面から考へて、九年の一毛というような感がする

のであります。しかしこれをステップとして、漸進的に改善をしていきま

せんと、社会制度が不消化であります

と、逆効果が出てくるということがござ

います。このためにはいろいろな政府の予算あるいは施設等も考へら

ねなければならぬと思つてあります。従つてより発展する第一段階として、こ

ういうことが考へられる、そういう意味で産業界としてもこれを支持し

ようではないかということになつたのであります。

それから、この問題の取り上げ方

を、この文部省の法律案要綱のところで押見たいとすると、産学の協同とい

う線が非常に強く出されておりますが、産学の協同という一面はもちろ

にいい方針だと思つてあります。それに達するまでにはたして高等学校の制度だけでよろしいかということ

を検討しなければならぬと思つてあり

ます。ここで倍増計画におきまして

も、あるいは科学技術会議の答申にお

きまして、いづれも職業訓練制度と

いうものを柱にしていかなければ、産

業の成長発展が期せられないことをう

たつてございます。すなわち科学技術

のことを申しますと、現実には学校の

研究者とか教授とかいう人といわゆる

技術者、また技能者、これだけの層の

人が充実されませんと、日本の産業経

済というものは発展しないわけであり

ます。また計画的に人材を養成するこ

とによつて、今の十年計画を遂行しよ

うとしておるわけであります。それに

マッチした学校制度並びに職業訓練制

度というものが考へられなければなら

ない。それに加えてその中心を中等教

育の完成ということに置きますと、い

づれにしても二本建ての完成へ進ま

なければいけない。従つて、そういう

意味では職業訓練と高等学校制度の調

整を、単にこの小さな部分で、九年の

一毛の一毛だけでやり切れるとは考へ

ません。両建てにして、そのそれぞれが

前進しなければならぬのではない

か。従つて、どうしても全面的に協

力、一元化するようなものを考へる必

要があるのではなからうかと考へられ

ます。

それからこの法律におきましては、

定時制高等学校と職業訓練制度とい

うものの関係、すなわち定時制高等学

校に通つていて職業訓練を受けてい

る者、しかも事業内の職業訓練を受け

ておる者について、同種の、といひ

ます。

か、指定をされた施設において受けて

おる者は、ある条件のもとに学校で受

ける単位を省略していこうという考へ

方、すなわち前提として定時制高等学

校に入るといふことが前提になつてお

る。入れれば省略してやろう、こ

うことになつております。

それからもう一つは、定時制高等学

校と職業訓練——定時制高等学校とい

いますと、主として夜間でありま

す。四年制度の高等学校、それと原則

的には三年の定時制の職業訓練とを結

びつけようとしておる。そのことにつ

いてはいろいろ問題があると考へられ

るのであります。ところが技術者は産

業界にたくさんおられますが、ただ先生

をやつた経験がないというだけであり

まして、そういう人がなぜ先生になら

ないかということ、あるいはそういう

人たちが教えたなら、同じような教育程

度の免許を持つておる人が教えたの

と、どうして違ふかということが問題

になるのであつて、免許制度も考へな

ければならぬということになるわけ

でございます。

それからこの法律改正をなさいます

と、政令によつて具体的なものがきま

るわけでございます。この具体的な問

題をきめるにあたりまして、われわれ

関係者の考へ方を相当そこに加えて

いただきたい。協議会なり何なりを作

つて、そうしてそれをもう少し現実に合

うようにしていただきたいわけであり

まして、同時にそれは将来の発展とい

うことを考へて、そのステップになる

ような政令がきめられるということ

を希望するわけでございます。この政令

という問題になりますと、いろいろ問題

がございます。その中で、たとえば職

業訓練の施設を文部大臣が指定する

ということになつております。その指定

はどのような範囲でどういふものを指定

するかということについて考へなければ

ならぬ問題がございます。それから

教科目を省略するといふ、その単位、

時間、教科目の種類とかいふものは

どういふふうにきめるかといふことが

やはり問題であります。それから先ほ

ど申しました教職員と指導員との比較

の関係等もございます。それからもう

一つは、今回のこの案で押見たいしま

す、いわゆる企業の中で行なう事業

内訓練に限られておりますが、これは

事業内にかかわらず、公共の訓練でも

同じ程度の教育をされる場合には、や

はりできるだけ省略を認めるといふ必

要があるのではないか、こう考へるの

であります。

それから、私は将来の発展のために

これに賛成していきたいという考へを

申し上げまして、その将来の問題とい

たしまして、二、三のことを申し上げ

ますと、先ほど申しましたように、職

業訓練というものの内容は、いろいろ

なたくさんの職業がございますが、主

として重化学工業というより日本の

中心になる産業における職業の訓練が

まず優先するわけであります。その職

業訓練と結びつく学校の教科目とい

うのは、本来的にはいわゆる工業高等

学校というより職業を内容とする高等

学校との関係を調整すべきであると思

うのであります。一般普通科を主体

とする定時制とこれを関連させること

はどうも適当じゃないやないかとい

うことが一つであります。従つて、か

りに工業高等学校というのが定時制で

もいいたすれば——現在職業関係の定

時制の高等学校というものは非常に数

が少ないのであります。なぜ少ないか

と申しますと、地方的な産業との結び

つきがむずかしいからといふこと、そ

れから地方財政の力の入れ方が十分で

ないといふようなこと、あるいはその

定時制を出た者の成績が必ずしも良好

でないとか、いろいろなことがこれに

加わりまして、定時制といふものが伸

びないわけであります。たとえば産業

教育振興法という法律がございます。

それによつて産業関係の施設が十分に

高等学校にさせられるような態勢がで

きておりますが、現実には定時制高等

学校にはそういうものが十分まだ回っておらないというようなこともございます。従って、定時制と職業訓練というものが結びつくことは非常にいろいろな問題がございます。特に、これからは工業が地方分散をいたしますと、その工業の分散していく地方には必ず職業訓練制度ができる。ところがその地方には適当な高等学校ができて得るという見込みが非常に少ないのじゃないか。そういう点も考えなければならぬと思うのであります。

それから将来は、職業訓練で修得いたしました学問、技術というより、なものが非常に充実しますれば、少なくとも高等学校の卒業というのに不足する部分の教育を行ないまして、補充いたしまして、それで大学進学を認めていくというような考え方、あるいは高等学校の最終年に編入を許すというようなことを考えて、勤労青少年の向学心を呼び起こすなり、あるいはそういう教育の袋小路をなくすることが必要であらうと思っております。これはドイツその他外国の例からいいますと、いろいろな形でこれが袋小路をなくするよう努力を払われているのであります。

それから最後に、この定時制高等学校と職業訓練との関係の問題は、前に青少年問題協議会というもので一応答申をされたことがあるのであります。これは産業高等学校案という形で出まして、定時制高等学校はすべて職業高等学校であるべきだ、従って、それと、職業訓練制度とを一緒にして産業高等学校という特殊の高等学校を作つて、それを延長して大学へも進学できるように、あるいはそのもののいわゆる評

価を、高等学校を出たものと同一評価をするという、そういう案が考えられて答申されましたのですが、その当時のいろいろな事情からそれは取り上げられなかった。しかし、英国のカウンティ・カレッジというよりなもの、その他外国にも例がございまして、そういう点から考えて、将来はこの一元化が必要である。しかし、それを一元化するまでの間をどうやっていくか、一元化だけを目標にしてこれをやりますと、いろいろの面で問題があると思つて、従つて、漸進するといふ点では、今あるいろいろな意味の産学協同の形もとられるし、訓練の一元化ができるような共通の態勢を作る必要があるのじゃないか。そうしますと、前に申し上げましたように、国の教育訓練に対する二重投資とか、あるいは訓練を受ける者の二重負担ということがなくなつて、もっと効率的な教育がされるのではないかと思つております。

以上、大体私の考えておりますことを申し上げまして、参考の御意見といたす次第であります。(拍手)

○濱野委員長 次に、桐原傑見君より御意見の開陳を願います。

○桐原参考人 桐原でございます。主としてこの案の第四十五条の二、高等学校の定時制と青少年の技能教育との連係に関する点について御意見を申し上げます。

御案内の通りに、最近ちやうど後期中等学校の時期に該当いたします青年に対する教育が断絶しているとも申しします。か、高等学校や職業訓練のほか、企業内にいろいろな種類の学校が始まり、あるいはできておりますが、その他青年学級の技術教

育科というよりなやり方も出ております。あるいは程度の低い産業高等学校といったようなものもあります。その他各種学校といったようなこと、これはそれぞれ必要があつて設置されておるものでございまして、また、ある時期にはそういういろいろなものがたくさん出まして、そのあげくに一番いい形になつて残るといふようなことがございまして、ある段階では必要かもしれないが、もうこれには後期中等教育を一貫した一つの体系に体系づける時期に今到達しておるのではないだろうかという感じがいたします。それであります。青年はい

たすに去就に迷ひまして目標が混乱いたします。精力を分散しておられます。場合によれば袋小路になつて、このことがまた産業界では、長らく処遇の上でいろいろな問題を実は職場の中で起こしておるのには御承知の通りでございます。その上に施設設備あるいは管理の面でいろいろな重複があつたり、あるいは複雑な混乱があつたりというようなことになつて参るかと思つてございます。そこで、それを一貫した教育の体系の中に入れていくことになりまして、現在の学校教育の中へ入れてしまふ、できればあの年令の職業訓練も、これは労働行政あるいは職業安定行政のものでやるの

じゃなくて、教育行政として、教育としてはずきりややつていく。そうすることによつて、全体を学校教育の一環として、上は大学に接続されるようなものに、ここで取りまとめるべき時期にきてゐるのではないかと思つてございます。

その一つのやり方といたしまして、この四十五条の案に示されてあるようなやり方は一つのやり方だと思つておりますが、これを進めます上には、もっと基本的な大所から考える必要があるのではないだろうか。このことは、事柄それ自体といたしましては、労働の体験を教育の中に入らうと組織立てるといふ一つの利点がございます。生産現場の労働の体験が人間の形成の上に非常に有力な要因であるといふことは、現在の自分を考えてみまして、かりに私が何かほかの職業についていたならば、現在の私はこんなことではなかつたと考えられるのです。ソビエトの数次の教育改革で、結局最近労働体験を全部に持たせることにしたあの意味も、はなはだ参考になるかと思つてございます。従つて、この職場に入つてゐる青年は、その体験を毎日やつてゐるのでございます。から、この貴重な体験を何とかして教育の中に組織立てるといふことが一つと、もう一つは、基礎学習が、今日の企業内訓練では、将来の技術時代に立ち向かうためには非常に足りない。またもつと足りないおそれがあると思つてございます。設備を更新した場合には、基礎学力がないためにせっかくの熟練工がお手あげだという例は、現在すでに各職場で至るところに実はあるのでございまして、この意味から、現在の企業内の訓練に対しては基礎教育をもつと高めて、もつと系統立てて積み上げる機会が与えられなくてはならない。

それからもう一つには、こういう大事な青年の教育を企業の責任においてやるという名のもとに、言葉が悪いかもしれない。けれども、企業は悪いという意味では決してない。企業というものはもとと教育機関ではないのですから、これに教育の完壁を期待いたしまして、それは期待する方が間違ひです。そういうものと教育機関でないものが教育をやるといつた場合に、それにまかせておきますと、要るときにはやるけれども、要らなくなつたらもうやめるといつたようなことも起こらないとは限らない。これで一体青年教育の体系が立つかという問題がござい

ます。それからもう一つは、先ほど申しました、例の青年の袋小路をなくする、能力によつてどこまでもいける道は開かれてあるという条件のもとに置いておく。こういう意味におきまして、先ほど申し上げましたように、この時期に、学校以外の勤労青年の教育を、現場の仕事と教育の課程の中に取り込んだ上での一つの貫した高等学校課程というものに編成するといふことが一つの行き方ではないだろうかと思つてございます。そうするためには、定時制はもろろん昼間の授業をするような定時制でなければならぬと思つて、かつて労働時間内で教育を受けるというところは法律で定められておつた時代もあつたのですが、現在はややそれがばやけて後退しているように思ひますけれども、その労働時間内で昼間教育をするといふふうにはいたしまして、その結果、資格も一定の資格がみな持つてゐることになりたいたいのだと思つてございます。週一日学校の教室教育をやることによりまして、年

間四十五週間の授業をするのであれば、現在の制度の単位制でございませうれば、これに通信教育を二、三加えれば、優に三年間で現在の工業高等学校の単位は履修できるような計算に私は試算をしているわけです。かりに週に二日といいたすれば、通信教育はなくても十分にやれる時間数はあるわけでございます。こういふふうにいいたしますことによりまして、四年間ではななくて、これは三年間で十分やれると思っております。こういう根本の考え方の上に立つてこの法律案を御審議願えれば非常にしあわせだと私は考えている次第でございます。

こんなことを申し上げますと、それでは教育が大企業に奉仕するような結果にはならないかといったような御批判もあるかもしれませんが、私はこれができましたならば、むしろ大企業よりも助かるのは中小企業の青少年だと思っております。と申し上げますのは、大企業ならば企業内で十分教育施設をお作りになれますし、またあるいはその学習の内容あるいは程度からいたしまして、工業高等学校はおかしくてというところも実は二、三知っております。むしろ必要な中小企業の青年がこれによって非常に救われると思っております。

それからもう一つは、六・三・三制の教育をくすすものじゃないかというふうな、あるいは混乱させるといったような懸念もあらくなるかと思っております。さいまするが、これは教育、学校というものの考え方、相変わらず昔ながらの閉鎖的なものでないか、城廓をかまえたものでなければ学校じゃない、これは相変わらず高等学校を特権

的なものに考えているからそんなことを考えるのであらうかと私は考えるのであります。もっと生きた社会、ある方面の言葉を使えば、現実をふまえた教育学習というものが、むしろ学校をもっと開放して、そして現場の体験と学級内の教育とをうまく有機的に結びつけて系統立てていくというところに、新しいほんとうの意味の学校がある、これが大衆のあるいは民衆の学校であると私は考えておる次第でございます。そういう意味におきましては、決して六・三・三制をくすすものではなくて、むしろ今のこの案にありまして、四年の夜学をそのまゝにしており、これをそのままくつつけるといふようなことこそ、六・三・三制をくすすような結果になるのではなからうか、こうも思っております。

それからもう一つ、たとえばイギリスのクラウザー報告を見ましても、たとえば基礎学習を一年延べた方がいいんじゃないかという意見が出ております。あるいは御承知のように、ドイツで去年から出発しておりますハウプトシューレ、基幹学校と申しますか、あれは一年延べております。そうすることによって、基礎学習をみつかり学校でやって、それから職場へ出さる、こういう考え方でございします。それが今私が申し上げましたやり方と相反するんじゃないかというふうな御意見もあるかもしれないと思ひますが、これとそれは話が別でございします。その学校教育を一年延べすというのとは、これは労働法令の引き下げ、あるいは引き上げになりますか、とにかく十六才にするかあるいは十七才にするかということと同時にやらなければならぬことだ。これをそのままにして

おいて学校だけを一年延べしたところでは、それはまた特権者がそこへ行くだけの話でございまして、労働青年はどのうにもならないということになるかと思ひます。これは別な問題かと思ひます。むしろその一年延べしただけの基礎教育を、今申しました現場と結びつけた学校、教室でみっちりやるということは、現在の制度のままだでは不可能ではない、こういふように考えるわけでございます。

こんな学校になりますと教員の負担は非常に加重となります。これについてはまた別途に定員の問題なりあるいは待遇の問題を思い切つて措置を講じなくてはやっていけないということになることであらうかと思ひます。ございしますが、それもあわせてぜひお願いいたしたいわけでございます。

こういふふうな学校ができますと、一つ高等学校を作れば、それが週に二日行くとすれば三倍、一日行くとすれば五倍に回転するわけです。そうしますと、一つの高等学校を作れば、その収容のできる学級数というものは現在の三倍なりあるいは五倍、こういふわけです。こういふものがややまとまった工業地帯にできまして、できましてならば農村地区で工業地区のために——たとえば信州で東京へ出る者のために工業高等学校を作らなくちゃならないというあの地方の悩みが、これによつて解消されはしないか。もうすでにその下地は私の知っております範囲でもずいぶんあるのを知りまして、たとえある地区の中小企業では、何か連合して教育機関を作らうか、そのためにはまず第一に賃金格差をなくし

ておかないと工合が悪いということ、それをとつてしまつて、もう待つておるような状態です。といつて、中小企業自身でもって施設設備を全部やるというところはなかなか困難である、こういふところへ持つていってこういうものができましてならば、またその中小企業の側といたしましては、そういう教育機会を与えるという条件がない限りは、もう中学校卒業生がこななくなつてしまいますから……、そういう今時代になつております。

それからもう一つは、自分の職場の中のいろいろな新しい設備に対して、それをどうこなしていくかということにこの基礎学力が非常に必要だということも身にしみてわかつて参ります結果、そういうことがちよいちい出てきておるわけでございます。こういふやり方をやりましたならば、今後の青年の人口のピークの時代に対応する措置をいたしまして、また農村の青年が自分の居住と生活が保障されて、そして学校へ行かれるというわけでございます。それから、これはだんだんと出て参るに違いないということも考えられるわけでございます。そうしてそうすることによって、例の全員高等学校入学あるいは中等教育を全員にとり理想がおのずから実現される。経済の成長に伴ひまして高等学校志望というものは、これは急激にふえると思ひ思つております。それに対する一つのやり方といたしまして、これは適切ではないだらうかというところを感ずるのでございます。

ところがこゝで一番問題になりますのは、そうすることによって、教育が産業に奉仕するだけになりはしないか

という懸念です。これは大きな問題でございまして、理想的に申し上げれば、教育が産業に奉仕するのじゃなくて、教育が産業をリードしていくといふことでなくてはならないと思ひます。さいまするに、これはあくまでも青年のためにやるのだという観点に立ちましてお考えをいただきましたならば、おのずから行き方があるのではないかと思ひます。

それで、今度現実に今出ておりますこの案につきまして、その提案理由として述べられたところを見ますと、「このことにより学校と産業界との相互の連携を密にし、技能教育についての能力を高め、もつて科学技術教育の振興に資することとしたのであります。」といったようなことが述べられてございします。言葉じりをつかまえて何か申し上げるわけではございませうが、これからの感じは、こういふ立場あるいはこういふ考え方では、これはおそらく間に合わせに終わりはしないかというところを懸念するのです。もしそうならなければ非常に幸いだと思つております。間に合わせという意味は、産学協同というところがただ機械的な結びつきになる。それから一方にはせつかく協同ということへの要望があつたのに、夜学の通学が二重の負担になつてゐる、それが健康をそこねる、また実際に調べてみると、そこねております。一つにはそういうことを防ぐためにはやらなければならぬことであつたはずなんですけれども、現在の都市の定時制高等学校、おおむね全日制の夜学でございします。夜学の全日

まにしていまして、これは夜学を奨励する結果になる。せっかく夜学の弊害があるからやろうとするものが、一方で夜学を奨励するような結果になりやしないかということをおそれるのではありません。

それからもう一つは、内容が非常に低下しやしないかということです。一体、教育行政というものは、言ひまでもないことですが、前向きに教育を高めることが教育行政で、これを堅持してもらわなければ教育行政ではないと思うのです。ところが、こういうことをやることによってかえって内容を低めるなどということになりましたら、これはとんでもない話だと思ふのです。

これも関係があるから申し上げますが、例の臨時高等学校教員の養成、あれにいたしても、あれは中学校の先生は大学を出ていなくて、高等学校の工業教員は大学を出なくていいというのでは、まるで高等学校を中学校の下におろすことです。一生涯二級の免許を持って、そして劣等感に悩まされている、そういう先生を教育して作るという教育が一体あつていいのかどうかというふうに思ふのです。これは別の問題です。ところがその先生が今度こころへ来ると思ふのです。そうすると、こういう学校が、そういう先生でもって構成されますと、生徒は学習意欲なんか出ませんよ。こういうことで行政が教育のレベルを下げる方向へ向いていったならば、この進んでいく科学技術の世界に對しましても、はなはだどうも遺憾だと思つてゐる次第なんではないかと。

それからもう一つは、先ほども出ました四年制の問題、これはおそろしく主として中小企業が最も恩恵をこうむるところだと思ひますが、その中小企業で、四年間夜学続けて修学するということとが一体どの程度できるか。今もそうでありまして、中途退学というものがやたらにふえるのではないかと、いうやうなわけです。それで、一体どれだけの決意をもつてこれを始めるのかということですね。

それからもう一つ、学校と産業界との相互の連絡を密にする、連絡を密にするというものは、どこで密にするのかという点ですね。そういうところをもつとはつきりさせなければ、具体的に問題として、一体そういう生徒はだれが責任を負うのか、企業主が負うのか、あるいは生徒個人が個人の責任で個人的にこれは学校へ入りするつもりなんですか。これをやっていく上にはそういう点を、はっきりさせておきませんと、これははなはだ困ると思ふのです。

だから趣旨をいたしましては、方向をいたしましては、大衆の高等学校教育をいたしましては、非常ないいのであります。けれども、現在のままでは、間に合はせに始まるということに對しましては、私はかえつてこれは将来青年にとってマイナスになるのではないかと、まるで青年を大人の世界の便宜のためにこの教育をいろいろやつていくというやうな印象がするんです。それで、是事をあやまると思ふのです。あくまでも青年のための教育ということ、しかもその青年は三十年、五十年後の世界に生きる青年だということを一つ頭

に置いていたしまして御審議のほどをお願いできれば、非常に仕合わせだと思つてゐる次第でございます。(拍手)

○濱野委員長 次に、林博夫君より御意見の開陳を願ひます。

○林参考人 小林でございます。私は、直接今対象になっておりますような生徒をつかまへまして、毎日教育をしております現場の教員でございます。そういう立場から、私が考えておりますことの要点を申し上げたいと思ひます。

現在このわが国の定時制高等学校制度というものは、その自体に、いろいろの御意見をお持ちの方も多からうと思ふのでありますが、そこまで今論じておきますと、話が進まないのじやないかと思ひます。それで、一応現在の定時制高等学校制度というものを現在のままでも認めて、そしてこれをさらに一歩前進させるためにはどうしなければならぬのかというやうな前提に立つて、意見を述べたいと思ふわけでありまして、

現在大企業あるいは中小の企業で養成工として勤めております青少年が、定時制の高等学校に相当多数入学して参ります。また、行きたいけれども行けないという子供たち、行けないのはいろいろな理由がございますけれども、あまり喜ばれないということも、あるいは、あるいはその他もろもろの条件で、行きたくても学校に行けないという生徒が多数あるわけでございます。そして、そういう生徒たちが学校へ参りますと、必ずしも工業科に学んでゐるとは限りません。普通科あるいは商業科と、いろいろな課程

に学んでおるわけでありまして。そうしますと、昼間自分たちが従事しております職業の分野と、夜間は、全然別個のことについてさらに学習をしていくというやうな結果が出てくるわけでありまして。そのこと自体、必ずしも悪いというわけではございませんが、確かに目標の分裂をしておる青少年が多数でございます。

そこで、この学校教育と技能者養成の両方について考えてみますと、各企業では、それぞれの企業に合ふやうな人間の形成、何々会社のその社風に合ふ人を作ろうとされると思ふのであります。ところが、その内容をみていきますと、いわゆる基礎的な教科、普通の教科の指導という点になりまして、すぐにそれが生産に直結するものではございませんので、具体的に例を申しますと、化学であるとか物理であるとかいうものを教えますのに、あまりにもその施設、設備が不十分であるという事例が多いということを私は見ております。中には、そういう点について例外もあるでございましょうけれども、一般に基礎教科につきましては、不十分な点が多いのじやないか。

あるいは、社会にしましては、言語にしましては、そういうやうな教科の適当な指導者というやうな方が、企業では非常に少ないと思ふのであります。ところが、学校教育よりも非常にすぐれていると思はれる点は、物に即して教えるということ——これは現実には企業の内にいろいろな物があるわけでありまして、それを単に写真で見せたり概念的に教えるのじやなくて、実際の機械に即して指導するという点では、確かに学校教育よりも長所がある

と思ふのであります。それから、いろいろな機械の更新であります、予算関係で非常に窮乏のために、学校におけるところのいろいろな施設、設備は、古い時代のままのものが使われておる。にもかかわらず、各企業では次々と新しい機械が入つてきて、それらによるところのやほり物に即したところの教育が行なわれるというやうな点は、確かに企業内の教育が持つ一つの長所であらうと思ひます。従ひまして、こういうやうに両方の教育が長所、短所を持つておるわけでありまして、これをうまく連絡をしていくというところによつて、より一そう教育効果を上げるというところは、私は不可能ではないと思ふのであります。

そういう点から考えますと、確かにここに問題がございます。学校教育で考へておきますところの人間形成と、企業自体が考へます人間形成というやうなもの、あるいは教育の目標といつたものは必ずしも一致してゐるとはいえないと思ふのであります。目標が違ふと思ふのであります。けれども、私の考へますところには、企業内の教育であらうとも、やはり国の教育としてそこに公の教育の一貫性を持たせておくということが必要じゃないかと思ふのであります。それがばらばらであつていいものではないかと思ひます。

それから次に子供の立場から考へますと、非常にかわいそうだと思ひますのは、現在定時制高等学校に通つておる大部分の人たちは、自分で個人の責任において学校に来ておるわけでありまして、従つて卒業しましても何らその資格がその企業において認められない。どこまでも中卒の学歴のままであ

という点、この点子供たちにとつても非常にかわいそうじゃないかと思ひます。従つて両方の教育を緊密に連携をとることにしようとして、より一そう教育効果を上げるような工夫をするこゝとは不可能ではありませんが、ただこの場合に考えなければなりませんことは、やはり職業教育、職訓の一つの系統がありまゝ。学校教育もやはりその体系を根本的に乱していくことはこれは考えものだと思ひます。けれども、これは連帯の問題でありまして、決してそういうことが不可能なことでもありませんし、実際において行なわれるのじゃないかと思ひます。ちよつと具体的に申しますと、社会科であるとか数学、理科、保健体育、芸術、外国語というような教科は、これはやはり学校教育でやる方がより効果的ではなからうかと思ひます。けれども、それはなからうかと思ひます。それか、工場においてそれらの教育をされて効果を上げられることもまたいいのじゃないかと思ひます。

それから現に私も体験しておりますのは、一番問題になつてきますのは、先ほどからもお話に出ておりますた中小企業の場合でございます。一つの事業体で五人とかあるいは三人とかいうふうにしから中学卒業生を採用してない場合、三人なり二人の生徒に系統的な教育をするに申しても、人の問題あるいは施設、設備の問題、その他で実際は不可能でございます。そうしますと、同種のそういう企業の方が合同されて、そこに共同体を合作りになつて共同で養成されるという

ことが当然必要になつて参りますが、その場合にはやはり学校教育と連携をとつていくことの方がより効果的ではなからうかと思ひます。現在私の方でそういうのに関係しておりますのに、これは神戸でございますが、三菱重工の共同養成、川崎重工の共同養成の養成の教育というふうなものを連帯の立場から取り扱つております。

それで時間内に申し上げたいと思ひますが、よく私もここで考える必要があると思ひます。現在定時制高等学校へ来ておる生徒は、中学卒業生のわずかに七割あるいは八割でございます。そうしますと、残りの大部分の生徒は進学の意思がないのかと申しますと、必ずしもそうではございません。残りの大多数の勤労青少年をどうしてやろうか、教育の機会をどういう人々にも与えてやりたいと思ひます。そのところが同じと申してしましても、それが有効に効果の上が与え方ではないかと思ひます。それは思ひます。それでこの問題は非常にいろいろな角度から問題点がたくさんございまして、事業内の職業訓練と申して、程度上の差がいろいろございまして、一がい一口に片づけるわけにはいかないと思ひますが、今のこの段階で、一応現在の制度を認めるといふ立場から考えますと、この際わが国の工業水準を高めていく一つの手段として、また多数の勤労青少年の欲求を満足させる方法として、この学校教育法の一部改正案に私は賛成するものであります。

私先ほどの参考人の方の御意見がありましたように、この制度であるいはこの一部改正によつて決してすべての

目的が達成される、より理想的なものであると思つておられます。けれども、現段階としてはやはり一歩前進のために必要ではなからうか、こういうふうな意見を持っております。以上であります。(拍手)

○濱野委員長 一応以上をもちまして参考人よりの御意見の開陳は終わります。

これより委員各位からの参考人に対する質疑の通告がございますから、これを許します。村山君。

○村山委員 乗富参考人にお尋ねいたしますが、いろいろ御意見をお聞かせ願ひましたけれども、その中で現在の事業内訓練所がやっております、実際指導員という資格のもとにやっております人たちの免許状の關係ですが、これにお触れになりました、教職員の現在の資格というものは免許制度にあるのだから、これは現実的には指導員との差はないのだから、免許制度というものを要するよりな方向において考えたかどうかというふうな、こういうふうな御意見があつたわけでございます。それで、企業によつても指導員というものは非常に質に差があると思ひます。乗富さんのところのように、優秀な会社の指導員は大学を出られて、それとして教育心理学等も十分に学習され持つ人々が指導員として教育をされていくことと思ひます。それで、その会社によりまして非常に差があり過ぎる。ただ専門的な技術については経験が深い方が多いけれども、これを、これを實際教育上の立場からいふと、これを教育をするという考え方をまだ十分に

分に体得されていない方の中にもあるのじゃないかと思ひます。事業内訓練所のいろいろな教育の状況をお聞きしてみますと、ただ精神教育をやつてはいるけれども、ただ精神教育をいまして、非常に社会科の取り扱いな人々も問題があるようにございまして、そういうふうな実情というものはどういふふうに克服をしていった方がいいとお考えになつておられるのか、それをお聞かせ願ひたい。

それから村山参考人にお尋ねいたしますことは、いろいろ有益な話をお伺いしたわけでございますが、この提案の理由というものが、そういうふうな場当たり的な感じを与えるというふうなことで、私たちも懸念しております。それなことを四点について御指摘を願ひたいわけでございますが、それなことを、基本的にはこの問題についてどういふふうな考えで取り組んでいかなければならないかというところが一番大きな問題であつて、ただ学校教育というその法律を改正するといふだけではこの問題を解決はできないと私は思ひます。特に今回文部省の方でこの制度改正につながるような大きな問題に取り組んでいられるにもかかわらず、予算的には七十万円くらいしか用意がされてない。こういうふうな実情から、ほんとうに文部省が教育という体系の中に、現在の職業訓練法等に基づいて非常に中途半端な腕だけをくぐりながら技能者養成をやつておるような内容のものを、これを少なくとも中等教育の後期の体系の中に組み入れて水準を引き上げていくのだというふうな、きわめて雄大な考え方を持つて提案されていられるには残念な感じがいたします。

ないわけでございますが、先生がこの問題をどういふふうな、意見としていろいろな御意見が述べられましたが、最終的にこの法律案に対する御見解をいいますか、賛成か反対かということをお述べ願ひたら幸ひだと思ひます。

それから林先生にお尋ねいたしますが、實際現場において幾多の職種に分かれておる勤労青少年の教育を行なつておられる際において、ただいま川崎重工業あるいは三菱重工業、こういうふうなところの共同養成を例としておあげになりましたが、そういうところでは大抵施設工であるとか溶接工であるとかいふ一つの職種がきまつておる。だから、教育の体系の中に織り込んでいくためには、非常に簡単でございます。複雑性がないうためにまとまつた一つの集団として教育ができると思ひます。ところが、例のあの中小企業の人たちがやっております共同養成所の職業訓練、これを見ても、七五割くらいは一人ないし九人くらいしか雇つていないような小さなところでございます。もう二十人以上というところが全体の八五割を占めておる。しかもそこには大工であるとか、いろいろな左官の見習いであるとか、あるいはそのほか機械、電気、そういうような種々雑多なものがございまして、そういうふうなところで働いておる者が一つの定時制の学校に集まつてきたときには、はたしてそういうものまで組み入れていくところの学校教育体系の中でそのような措置が講ぜられるかという点であります。それで、技能者養成施設として指定をするところが

限られていくのではないかという点から、実際問題として、これはそういうような大企業は自前でやることはいいといいたしても、中小企業でも、そこに何百人かのまとまりを持ったところしか対象として取り上げられない可能性が出てくるのではないか。そうなった場合に、実際進学の希望に燃えながら働いている青少年、特に中小企業の従業員で、しかもそういうような種々雑多な職業についている人たちの、働ながら学ぶところの単位というものをどのようにして修得を学校教育体系の中でできしていくかという問題、これを御意見があれば承りたいと思います。

○乗富参考人 御質問に対してお答え申し上げます。

指導員と教員との資格の問題、免許の問題は、この改正案の内容に直結はしてありません。ただし先ほど桐原参考人が指摘されましたように、産学協同という言葉がここに使われておる。そこが一番大きな面として、これは教科科目を共通するというよりなことは以上に、もう少し大きな結びつきがなければならぬが、その大きな問題の一つとして、教職員、指導員の問題があるわけでございまして、現時点でこれを考えてみますと、これに共通性を持たせることには無理があるわけでございまして。なぜかという、発生とか今までの条件がずつと違ってきておりますから。ただし将来として考えますと、職業訓練の制度におきましても一級技能士は指導員の資格を与える、すなわち一級技能士と申しますと、三年の基礎の職業訓練を受けまして、少なくとも十年近い現場経験を持った者に

ついて国家試験を課した者、これを通りまして一級技能士は相当の知識、技能があるものと考えられるわけでありまして、これに対しては指導員の資格を与えられる。こういう指導員と今の高等学校の教職員の先生方との間に実力的にどれだけの差があるだろうかというところが言えるのであります。そのことは、一面は職業訓練の中では教養課程と申しますか、そういうものと実技課程がありまして、実技問題につきましては、これは申し上げるまでもなく、高等学校の教職員の方よりは実技を経た者の方が実技指導員としての適性はあるわけでございまして。この点は、かりに産業高等学校という案を考えた場合に、どうしても実技課程の先生が必要であり、その先生はどうやって得るかというところ、やはり実技経験を有する者から得ることになります。この部分はそういう面で実質的には教育されなければならぬ。それから学科と申しますか、教養学科目につきましては、その学科の内容なり単位というものを規定いたしまして、それを教えられるという立場から免許を考へていかれて、いわゆる学歴とか経験という以上で実問題を考へる。その中で関連学科というのがある一つ問題になるのです。その関連学科としては、職業訓練の技術、技能に關係のある学科、たとえば機械關係でいいますと、工作技術とかあるいは材料学とかいうようなものであります。そういうものにつきますと、たとえば高等学校を出て相当長い経験を現場で経た者

の持つ知識というものは非常に具体的であり、かつ有用だと思ふのであります。そういう場合に、その学歴——大

学を出ないからといって指導員なり教職員にしないというところはおかしいじゃないか。これは一定の試験を課して、それで教職員なり指導員にするというところの方がいいじゃないか。これをわれわれが実験的に考えますのは、これはこうしてすでにおやりになったところがございますが、職業訓練の三年の課程を経た者、それから工業高等学校を出た者に対して同じ試験問題を課して試験をするというのをやりますと、現在大企業の組織立った職業訓練におきましてはほとんど差がないという例が出ております。これは実例を申し上げます。日立製作所がこれをやっております。それからそのほかわれわれのところでも採用試験に、工業高等学校の採用試験の数問題は、技能者養成職業訓練の最終段階の試験の問題を出しております。その答えがどうかと申しますと、必ずしも職業訓練の方が下だということは言えない答えが出ております。ですから、実質的に考えますと、教える資格がどうかということより、実質的に受け取った側の方の實力は必ずしも低くないということが出ておりますから、そういう点では別の角度から免許制度を考へる必要があるのではないかと。ただ非常に危険なことは、文部省の免許がなければ教養科目が教えられないというようなきめ方をいたしますと、労働省は労働省で別に指導員の免許を与えておりますから、二重免許になりまして非常に混乱が起るわけであります。ですから、これは文部省とか労働省とかいうことにかかわらず、一定の国家的な基準を設けて、それに該当する能力のある者に高等学校あるいは職業訓練の教職員の資格を与える、こういうことにされるとその辺が非常にうまくいくんじゃないか。特に今問題は、産業界では割合技術者を持っておりまして、実際に高等学校の技術關係の先生は非常に不足しております、この充足を何とかしなければいけない今の四十余万人の工業高等学校のいわゆる中級技術者を造出するのは困難であります。そういう別な必要がここにあるというより、面がむしろこの改正というよりは産学協同という面で大きな問題ではないか、これは指摘したわけでございますが、これと直結した問題としてではなくたわけでございます。

す。そういう場合に、その学歴——大

る者に高等学校あるいは職業訓練の教職員の資格を与える、こういうことにされるとその辺が非常にうまくいくんじゃないか。特に今問題は、産業界では割合技術者を持っておりまして、実際に高等学校の技術關係の先生は非常に不足しております、この充足を何とかしなければいけない今の四十余万人の工業高等学校のいわゆる中級技術者を造出するのは困難であります。そういう別な必要がここにあるというより、面がむしろこの改正というよりは産学協同という面で大きな問題ではないか、これは指摘したわけでございますが、これと直結した問題としてではなくたわけでございます。

○桐原参考人 先ほどの御質問にいくつばつんで、私の結論を申し上げます。これは、問題はいろいろ立場から、ど

て、たとえば教職員の問題一つ取り上げてみても、もしこういう場合ができましたならば、その定員は今よりもっと増さなければなりません。もし、それから現場の実習指導に

かと思ひます。そこで学校としてこれを考えた場合に、どう取り入れるかということでありまして、学校は学校自体としての実習計画というものを持っております。機械科であれば機械科の実習計画、電気科であれば電気科の実習計画を持っておりまして、その実習計画を二つに分けますと、基本的な実習と応用的な実習に分けて考えております。それで学校教育で考えております場合は、基本的な実習にウェイトをかけておるわけであります。応用的な方面は少なくなります。これが企業の場合、たとえば教職員の問題一つ取り上げてみても、もしこういう場合ができましたならば、その定員は今よりもっと増さなければなりません。もし、それから現場の実習指導に

合ですと、逆になってくるのじゃないか、こう思います。それで学校の教育計画に合うものとして、基本的な実習を、そういう小さな企業でやっているかどうかというのをよく調べなければなりません。そうしますと、基本的な実習をやっていない場合には、やはり学校の実習の計画によって、学校内でそういう教育をします。従って溶接工であれば、その溶接工でやっている実習そのものが全部学校の実習になるのではなくて、応用実習の一部としてそれは認められるという考え方を持っておきます。またこのことは私は非常に必要なことじゃないかと思うのであります。といひますのは、企業にとりまして、特に小さな企業になりますと、職種の転換ということがかなり必要になってくるのであります。今溶接工を非常に忙しいからといって、溶接工をうんと養成したしまして、次に違った仕事に回って参りますと、今度は旋盤の方が忙しくなるといふようなことも往々にあるわけでございます。多能工的な能力というものは、大企業よりもむしろ小企業の場合に要求される場合が多いでございます。そうしますと、学校教育においてそういうふうな溶接工であっても、それに旋盤的な操作の能力であるとか、理解であるとか、あるいは木型の面についても指導しておくことは決してむだではありませんし、また全体をよく理解した上で自分の職種をさらに上げていくということも必要でなからうかと考えております。従いまして、結論を申しますと、学校は学校として考えておる実習の体系がありますから、それに合うものについて

はこれを取り入れていきたいと考えております。

○村山委員 乗富参考人にお尋ねいたしますが、この問題は初め産業界の方から要求として出てきた。こういうふう

に私たち聞いていたわけですが、今のところ、さつきお説のように青少年の念願である二重負担の解消、これは私も解消ができると思う。そういうふうな場合を考えますと、青少年の立場からは負担の解消という点はできる。しかしこれを実際に推し進めていった場合に、大企業の場合と中小企業の場合との要請度といひますか、これは産業界の要請度ですが、そちらの方が強くて、こういうふうなものがそういうふうな意見として出てきたのか、そういう点でもし明らかにされることができればならば明らかにしたいだきたいと思ひます。

それと、こういうふうな形で日本の中等教育といひますか、高等学校教育といひますか、産学協同の形で完成の方向にいくといふふうに自信を持って——今は御承知のように進学率が五九多ですか、これが所得増計画では完成年度において七二％、こういうふうなふうに見ているようですが、実際はもつと高等学校のそれはね上がるかもしれない。そういうふうな日本の義務教育のような格好に将来持っていくのだといふような方向に向かつて、こういうふうな形で学校教育といひ、昔の学校で行なう教育といひものが産業現場においても行なわれて、それが学校教育の一環として取り上げられていくのだ、こういうふうな方向をとることが高等学校教育の前進の方向に向

かつていくのだ、こういうふうにお考えになつておるか。御見解があれば、ほかの参考人の方からもし御意見がございましたらお伺ひしたいと思ひます。

○乗富参考人 第一番目の企業内におきます技能者の教育の課程と高等学校の課程と二曲線を持たせる、あるいは省略をする、この問題につきましては、最初に出ましたのは三十二年第二十八国会でありましたが、このときの事情と現在の事情とは、先ほど申し上げましたように、変わつております。実はその三十二年にこれが決定されたときの事情といひます、それ以前の事情からきております。それ以前の事情と申しますのは、これは御存じと思ひますが、戦争中あるいは昭和七、八年から青年教育といふことに非常に力が入られて、青年学校制度に発展して参りました。これが一元化された一つの

いわゆる産学協同といひますか、見習工教育と、それから職業教育、公民教育が一つになった体制になったわけですから、そこで、それまでに今申し上げましたような二重負担の問題は、すいぶん各方面で問題になった結果、一元化されたと思ひます。それが今度廃止になりました。今度出るときには、高等学校教育と技能者養成と別々の形で出て、またこれの調整という問題が起つてきたので、何も今日起こつたわけではなく、従つて、ある意味では、労働者、青少年は既得権を奪われたことになつておつたわけですから、既得権の回復という形でこれが要求されるのは当然だと思ひます。このことは従業員がわれわれに訴える、その訴えが集まつてここに出たと考えた方がい

と思ひます。ただばく然と業者団体や何かが、自分たちのために何かしよ、こういう意思は全然これにはないと云つた方がいと思ひます。従つてこれをやることは、ある意味では、定時制高等学校に通うことを前提としてい

だけに、反対が非常にあるわけであり。さういふことをやらぬ方が、かえつて夜学をある程度押えられたいう考え方があつて、むしろ反対の空気が相当ござい。われわれが、たとえば日経連でこの問題を研究したときも、相当の反対がございました。しかしさういふ狭いものの考え方では、自分たちの使つて従業員を望んでいくといふことでは、うまいヒューマン・リレーションはできないわけござい

ます。その点がわれわれがこれを取り上げたといふ真相なんです。事實は、先ほど申し上げましたように、既得権の回復といふようなことと考へた方が早いと思ひます。ただそれが、時代のテンポが非常に移り変わつて、今日の段階では、この程度では産学協同といふ名はとて打てないといふ状況にあるわけであり。従ひまして、これはごく初歩の、あるいは前提の前提といつた方が早いのでありまして、これを基礎にして、すぐ先ほど御質問のございましたような中等教育の完成という線にこれが持ち込まれるかといふと、全然それは距離の遠いものでござい。しかしわれわれはあくまでも合理化された教育訓練制度といふことを目標にして考えますと、外国の例からいろいろ考えましても、これは一本化されなければおかしいわけ、先ほど申しました国の教育訓練に対する投資をさらに増やしますと、おそ

く相当の部分が重複されていると思ひます。これは私も最近定時制高等学校と職業訓練の関係におきまして、ど

れだけの重複があるかといふことを調べようと思つております。またこれが経営者の側に立ちましても、また個人にとりましても、相当の経費の重複になつて出てきております。ですからその点を解消するといふ点では、これはまず第一段としてやるべきだ、こういうふう

に理解して賛成してあります。で、経営者、特に大企業の利益のために賛成しようといふことは毛頭ないのです。大企業としては、実は定時制高等学校に通わないでも、自分の企業の中で、労働管理上いろいろな手が打たれて、われわれのところでも職業訓練、技能者養成で、第一年度は五〇％以上のものが夜学に通ひますが、三年になりますと、会社の事情がわかつて参りまして、三分の一くらいに減つて参ります。職業訓練を出たものと、高等学校を出たものとに差別待遇をいたしません。むしろ職業訓練を受けたものの方が優遇されるという状況になつております。従つて親も本人もさういふ理解の上に、必ずしも定時制に通つて資格だけをとるといふことを考へないようになつております。ま

して、将来七二％ないし七六％のものが高等学校に入るという段階になりますと、高等学校のものがいわゆる直接作業につく、今まで中学卒のものが主としてついていた面を高等学校を出たものがつかなければならぬといふ段階が参りますと、今言つた状況と全然変わった事情になると思ひます。さうい

ういろいろな面を考へまして、中学校と同じような意味で高等学校ができる。

しかも職業的な産業高等学校式のものに発展していくということがやはり目標になる、そう考えるのであります。これは結局国会の皆さん方がそういう方向で押し上げていただかない限りはできないことではないかと、またそれが、外国の例から申しまして、一つの方向ではないか、私はそう考えて、その前提の前提という意味で、大いに支持しようと考えております。

○桐原参考人 私は前段で申し上げましたようなやり方は、実は現在の生産技術、少なくとも職業に関する技術教育につきましても、その施設の一つを見ましても、今日の進んだ施設は、装置工業を初めとして学校ではとうていまねのできないことになってきておりますので、学校ではほんとうの公教育しかできないということにならうと思ひます。

もう一つは、先ほど申しました、特に職業的な教育に必要な労働の体験あるいは職場の人間に関する体験、それがひいては職場倫理とかあるいはそういうものに関連するわけでございまして、これも閉鎖された学校の中ではとうてい教育はできないと思ひます。そういう教育の重要な面がほんとうにうまく教育体系、つまり公教育体系の中にほり込むことができれば、可能であるというところを考へる次第でございまして、それを可能にするためには、大きな立場からもう少しよく考へて、要するに公教育が企業内の教育訓練に關与し得るかというところに問題がかなりあると思ひますので、そういう点を一つ御研究の上で、はつきりした態勢を作っていくということがで

きますれば、これがこれからの教育の、むしろ技術教育の中軸になるべきものではないかと。従ひまして大学の工学部への入学の連絡にいたしまして、これまでの考へ方を改めていかなければならぬ、また改まると思ひますが、それに連絡を持った一つの体系に組み立てることが、私は理想であり、また一番いいのではないかと、かように考へておる次第であります。

○林参考人 私は具体的な例を二、三申し上げますが、私の学校に来ております会社の中で中田造機という会社があります。これは非常に小さな会社であります。そこは毎年五人か六人くらいの採用しかしていません。企業内で指導員がこれまで教育をやっておったわけでありまして、それではと、この私の学校へ全員よこすようにしてあります。その結果いろいろな図面を見て自分で考へながら仕事をしたいという点で、基礎的な学力がついたために、二年生、三年生になりますと非常にいい仕事をやっておるわけでありまして、企業も非常に喜んでおられます。ここでは全部の費用を会社が負担して学校へ出しておられます。これは非常に求人難の年でございまして、とても、そういうように学校と企業とを結びつけておられます。そういう点から企業からは非常に喜ばれておるわけでありまして、またそういう場合に学校に対して非常にこまかい注文というふうなものはいまだかつて受けておりません。学校の教育方針によつてやつてもらつてけつこうですというふうなことで進めておるわけでありまして、ですか

らこういふような問題は必ずしも大企業だけの問題ではないのでありまして、むしろ喜ばれるのは、自分のところでは単独にどうにもならない小さな企業に非常に役立つ問題じゃないかと考へておられます。従ひまして先ほどからいろいろ御意見がありまして、根本的に考へなければならぬ問題が山積しておりますけれども、現在の状況からいいますと、そういう道を一つ開いておくことが必要ではなからうというふうに感じております。

○村山委員 どうもありがとうございます。

○濱野委員長 山中君。

○山中(吉)委員 三人の参考人の方々から、この法案の審議に非常に参考になるお話をいただきましたので、まずもって感謝を申し上げます。

若干お尋ねして、なお御参考にしたいと思ひますが、林先生は現場の先生でおられるので、政策的な問題ではなしに、訓練所内において訓練を受けておる生徒と、それから産業高等学校、そういう学校の本来の生徒と、教育的に見て人間としての長所短所、そういうふうな点についてどういふふうな効果が出ておるか、それを参考にお聞きしたいと思ひます。

その前に、産業高等学校という名称を私あまり聞かないものですから、神戸市立産業高等学校というのとは夜間の定時制なんですか、あるいは産業という言葉を使っておるわけですが、内容はどういふ性格のものであつて、そして中小企業その他の特別の企業界との関係というのについて、創設当時から何か沿革があるのか、ついでにそれもお聞きしたいと思ひます。

○林参考人 お答え申し上げます。私の学校は神戸市立産業高等学校と申しておりますが、これは固有名称でございまして、日比谷高等学校、何々高等学校というのと同じこととございまして、学校の固有名称が産業高等学校でございまして、従ひまして前に一度家が用いた産業高等学校案という、その産業高等学校ではございませう。それで学校の内容は機械科と家庭科を持っておられます。それに校舎が別になつておられますが、普通科と商業科がございまして、

それで特に企業とのいろいろな連絡につきましても、過去文部省から実験学校の指定を受けて、その間実験的にいろいろな取り組みをして参りました。これは全部の生徒でございまして、ごく一部の生徒につきまして、どういふような問題が起きるかというふうな点について研究して参りました。

それから訓練所内の生徒と他の生徒の人間としての長所、短所というお聞きの問題がございましたが、入つて参ります生徒の素質が多少違いますので、養成工でかなりの試験を受けて入つてきておるものが、訓練所から来ておる生徒であります。従ひましていわゆる能力的な点から申しますと、一般の生徒よりは多少程度が高いと言へるかと思ひます。そういう訓練所から来る生徒たちが知りましたことは、やはり訓練所内の教育だけでは何か教えてもらつてないものがあるのじゃないか、はつきり申しますと、何かきまつたその企業に合ふような内容のものだけをわれわれは習つておるのじゃないかというふうな気が多少あるように思ひます。学校へ参りま

すと、いろいろな点についてわれわれも知りたいという欲求を持つております。従ひましてそういう点だけで多少違ひますけれども、その他の点につきましても一般の生徒と何ら変わるころはございませぬ。ただ連絡をしていくことによりまして、この生徒は通信教育も受けておるわけでありまして、毎日登校をしていないわけでありまして、通信教育と兼修しまして、大抵週三日の登校で四年間やつておるわけとございまして、それで、これは昼間ではございませぬので、夜間でございまして、今の機械科、家庭科は夜間でございまして、それから普通科、商業科は昼間と夜間、両方ございまして、ただしこの場合は企業と連絡ということはありませんやつておられますので、今問題になつておられますのは機械科が中心かと思ひます。従ひましてあまりその間の人間的なずれというものはございませぬけれども、ただ一般の企業から参りまして、毎日来るという生徒が多少なりやましがら、連絡することによつて労働時間内に通信教育などの指導もしてもらえますし、夜間負担が非常に軽減されてくるわけでありまして、そうしますと、やはりああいうふうな自分たちもしてもらえたらというふうな気持ちがあると私感じております。以上でございまして。

○山中(吉)委員 非常に参考になりましたが、職業訓練の生徒は直接の職業教育以外に一般教養を求め、足らないものを求める。それを定時制のあなたの方の学校に通学することによつて、むしろそれを求めて学習するという心理があるわけなのでしょう。そこで今の夜間の教育だから労働過重とい

うこともだいたいあるようにお聞きしたのですけれども、そういうときに一般の教養というか、人間形成という部面だけはやはり学校で責任を持って、技術教育だけを企業内訓練におまかせをして――今の法案というものは企業内の修学関係について、高等学校の卒業の単位の一部と認めるという案になりますから、そういうふうな形を、今のよう一般教養的なものを学校で、それから技術関係だけは企業内というふうに認めていって、あわせて定時制の卒業生というふうにしていくというこの現行法案には、これが終点として賛成なですか。あるいはそうでなくて、どこへ持っていくということが望ましいけれども、一応一歩前進という意味においてはいいのである、しかしほんとうはこうあった方がいいという教育体験からのお考えをお聞きしたいと思ひます。

○林参考人 それについて私の考えておることを申し上げます、こういうことを申し上げるとあるいはどうかと思ひのであります、率直に申し上げまして、この十八才未満の青少年の夜間学習は、できるだけ軽減するべきものではないかと思ひます。従つてドイツのベルフスシュレのように、昼間労働時間内において四時間ずつ週に二回、そして一つの施設を三交代くらいに使いまして、従つて今の三分の一くらいの施設で済むと思ひのであります、充実した施設設備をしまして、昼間学習というものをと取り入れていくことが必要ではないか。実は夜来る生徒をこれで私十年扱つておるのであります、実にかわいそうだと思ひ点がよくございます。ですから

できるだけ夜間学習を昼間学習に移して、できるような労働青少年の教育が私はあるべき姿としては必要ではなからうか、そういうふうに感じております。

○山中(吉)委員 あとでまたお聞きしたいと思ひますが、桐原先生にお伺ひいたしたいと思ひます。後期中等教育がいろいろな思ひつきからいろいろの種類の出てきて、そしてすでに一貫した制度にする時期に達しておるといふ御認識をお聞きしたわけですが、これは教育行政として一まとめにする具体的な方法というのはいくらもありません、解決を示してないわけですが、法案はとりあえず企業内教育訓練の一部を高等学校の履修の単位に加えるというところで、解決ではないのです。こういう社会の要請と教育的立場というものを二元的に捨てておくのではなしに、一元化していくとすれば、具体的にはどういう方に持っていくか、従つてこの法案をどこへ進歩する方向に持っていくかといふことは、われわれの審議の参考になるのですが、もし具体的に御意見があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○桐原参考人 先ほど申し上げましたように、端的に申し上げますれば企業内で訓練されておるいろいろな、主として現場の実習を中心にした訓練ですが、これを公教育の一環に取り入れるというやり方が何か道が開けないのかというところでございます。そうしなければおのずからあとには……要するに考え方をいたしましては、企業内で訓練するのでもないのだというところに形がなりま

たならばいいのではないか。そのためには一方企業に対するある種の反対給付も必要かもしれない。それに對しては、たとえば税金の免除とか何とかいうような手で、いろいろ反対給付の道が開けるのではないかと考えておるわけですが、それがもしできずれば、要するに公教育の一環にそれが取り入れられて組織されるということが結局の形にならばいい、こういう考え方で申し上げたのであります。

○山中(吉)委員 そうしますと、具体的に企業内の職業訓練施設を、定時制高等学校とかいふゆる定時制職業高等学校とか、そういう方向に持っていくというこの御意見でよろしいか。

○桐原参考人 そういうことです。

○山中(吉)委員 それを今度は会社立のいわゆる私学としての教育でやる、あるいはその他学校法人立ということとそれが……

○桐原参考人 これも一つの行き方であると思ひます。

○山中(吉)委員 今度は乗富さんにお聞きいたしますが、先ほどこれは最初の足場として賛成だといふお話でしたが、今桐原先生の言われた方向については経営者の立場からでも同じ意見なのですか。あるいは違つた御意見があるのか。お聞きしておるところではまだ十分つかめなかつたものですか、将来の問題としてお聞きしたい。

○乗富参考人 究極の姿として考えられることは、以前の青少年問題協議会のときに一応案として出ました産業高等学校案、今の神戸産業高等学校ではなくて、産業高等学校案といふのがございまして、これはそのモデルを英國のカウンティ・カレッジというのに

とつてございます。あるいは今のドイツの制度にも、大学につながるという点では関係があると思ひます。そういう形を一応考えたことはございまして、これはいろいろ問題がございまして、結局そのまゝになりましたが、そういうことが望ましいし、これを学校法人という形でやるのがいいのか、あるいは公共的な、国なり地方自治体があるのがいいか、あるいは業界のよう

な一つの団体がやるのがいいか、これは方法論としてはいろいろ問題がございしますが、しかし、そういう形でやつた方がいい。今の私立の職業訓練制度をそのまま職業学校的なものにするということ、具体的にはそういう形もあると思ひます。桐原先生の言われたような形もありますが、もう少し別な形へ持っていくと、二元的になつておるものを一元的な形だけできるのは、実際問題としてむずかしい。そこまでいく段階といたしまして、先ほど私は教員資格の問題を申し上げましたのは、学校の教壇で一定の教育免許を持った先生が教えないければ単位にならないという考え方は、教育訓練という広い意味からいふと少しおかしい。これは学校でやりになれば、もうすでにそれだけで教員資格があるなしにかかわらず、一つの学習単位と考えるし、それから資格のある先生がどこかの場でやつてもその教育は一定の単位として認めるということにならなければいけない。従つて、そういう認められた人が職業訓練の制度の中で教育しても、やはりその人が教えたものは単位として考えられるという考え方が必要になつてくると思ひます。と申しますのは、定時制高等学校に就学し

なければ単位をくれないということとはちよつと問題になる。そこに通学しなくとも教える人が教えたら、その単位はそのまま認めていいのじゃないか。それをずっと就学して参りますと、職業訓練制度でも十分にやつていけば、その期間なり、その科目については職業訓練の場においても単位が認められて、残りの補充すべきものだけを学校に通つて補充するといふつなぎ方ができるのではないか。すなわち、たとえば定時制の四年制というものを考えまして、職業訓練の三年制を基準に考えますと、職業訓練三年制でできなかった不十分な面を定時制の四年に編入することによつて、最終段階の補習をして、それが高等学校を出たものとして大学へつなげていくという方法がまず最初の段階として考えられなければならぬのではないか。これが段階としての問題であります。

それからまたこれは何べんか先ほどから参考人の方々の中で言われたこととありますが、四年制の定時制高等学校といふものは六・三・三制の中からいふとおかしいといふことがいえるわけですが、大綱をくずしておるのはそのものがくずしておるので、それを三年制にして、三年制の職業訓練制度とつなぎ合わせていくべきではないか。そうしますと、どうしても労働基準法を棄てて、青少年の教育は労働時間の中にしなければならぬといふ、前の青年学校なりあるいは技能者養成規程において取り上げられたその基準を適用してもいいのではないか。要するに昼間に教育を受けるという形が必要になつてくるし、それはある程度の義務制にするといふことが必要になつてくるのではないか。そ

なれば単位をくれないということとはちよつと問題になる。そこに通学しなくとも教える人が教えたら、その単位はそのまま認めていいのじゃないか。それをずっと就学して参りますと、職業訓練制度でも十分にやつていけば、その期間なり、その科目については職業訓練の場においても単位が認められて、残りの補充すべきものだけを学校に通つて補充するといふつなぎ方ができるのではないか。すなわち、たとえば定時制の四年制というものを考えまして、職業訓練の三年制を基準に考えますと、職業訓練三年制でできなかった不十分な面を定時制の四年に編入することによつて、最終段階の補習をして、それが高等学校を出たものとして大学へつなげていくという方法がまず最初の段階として考えられなければならぬのではないか。これが段階としての問題であります。

の場合にどうしても学校施設でない訓練施設でやる場合に、その教員は学校で認めると同じような教員が来て学問を教えたなら、その単位はやはり学校で教えたと同じ単位にしたらどうかというところが問題になるわけです。それから今、職業訓練の側から申しますと、学校教育基本法という法律がありまして、教育はこの法律によらなければならぬということになっております。

従って、他の職業訓練法によって教育を行なうことができないので、訓練は行なわれても教育はできない。従って教育はしないことになる。実際には相当教養科目をやっておりますが、関連学科とか別な名目で、内容は同じことをやるわけですね。そこに一つの問題点があるわけです。従って教育基本法というものをもう少し広くして、あらゆる職業訓練の場合においても教育ができるという態勢が必要だと思ふ。職業訓練の方の、先ほど御質問の中にあつた教育の程度が低いとか非常にばらばらだというようなことは、結局教育してはいけないという法律があるから教育をしない、それで程度が低くなるわけで、教育するような態勢をとりますと、職業訓練それ自身で相当の教育ができると思ふ。そういういろいろな問題もあつた、また教員をたくさん必要とするという状況もありまして、あわせて今の制度そのまゝを両方を生かして、それをどうつなぐかということを考えますと、まず編入をするとかあるいは課程を認めて、そうしてそのもので大学につないでいく、こういうことを考えるべきであつて、そ

の次にそれが融合した一元化された産業高校へ前進していくというところの方が実際のではないか、そう考えるわけです。

○山中(吾)委員 資格のある者が教育すればそれは教育と認定ということに、教師を連れてきて認定ということになるのですから、そういうことにお考えになるのとはまた問題が複雑になると思ふのです。そうではなくて、職業訓練なり、教育はしてある。教育はしておるけれども、高等学校の教育としては認めないというだけなんです。教育を禁止はしておらない。技術教育はしておるのですから、訓練という言葉は表現だけの差ですから……。

ただ、今お尋ねしておるのは、とりあえず今のような格好で企業内の職業訓練をしておる一部分の課程は、定時制に通学をしておる生徒を条件として単位として認める。そのことはいわゆる人間形式という一つの教育の目的から、知識とか技術の切り売りでなくして、全体的に教育というものは考えなければならぬものですから、定時制の通学をしておる生徒を条件としておりながら、職業訓練の学習の一部をその課程に入れるというところは、これは人間形成という立場からいって差をつけえないという、文部当局の立法の精神からこれは提案し、説明しておるわけなんです。その点はそれで一応はわかるわけですが、今、乗富さんのように、とにかくここに勝手に免状のある者は家庭教師でも何でもすれば、みな教師としての資格を与えらるというのでは、また問題が違つてくると思ふ。ただ、お聞きしておることは、これから企業内のそういう技術教育、訓練と称

してもいいけれども、実は教育です。それがもつと充実したものになつていって、そうして企業内における職業訓練という施設を産業高等学校として一まとめのものと持つていく。そしてそれは企業の一つの責任においてやるが、もちろん教育基本法にのつてるといふ公教育の性格を持つてき、またそういう経緯については一般の行政において免状措置をとつていくというふうなことにいくのが、桐原先生はそれは理想としていいじゃないかということなので、それで企業の立場からでも、そういう経営の立場と同時に、教育の自主性を認めて人間形成については利己的な形成をしない、日本の教育基本法の精神に基づいた人間形成をするといふ公教育の性格を認めて、そうして企業内に完全な一まとめの高等学校の教育、いわゆる産業高等学校教育ですか、そういう方向にこれを持つていくということについて御賛成なのかどうかということをお聞きしたのですが、それはいかがですか。

○乗富参考人 最終段階として、それは目標としては私は賛成でございます。おそろく業界の者は全部賛成すると思ひます。ただ、それはただ目標であつて、状況はあまりに現在は離れ過ぎておるわけですね。ですから壁にかいたものにならないようにという意味で、やはり現段階の目標というものの、すぐ前の目標、たとえば編入に置くと、あるいは大学へ袋小路をあけるとか、そういうことに第一段階を設けていきませんと、どうも具体性がないように思ふのであります。しかし遠い目標としては、産業と教育が一元化された産

学協同の態勢というものがあべきだと考えます。

○山中(吾)委員 遠い目標でなく、近い目標で考えておるのですかね。そのとき企業に協力するのだ。同時に企業に協力するに必要は技術も指導するといふ、そういう精神が確立されていらない、何か観念的であるし、遠いように思われるのです。そういうことでなしに、日本の経営者が人間形成という教育の立場を理解をし、必要な技術教育とあわせて、経営の費用をもつて教育についてもわれわれは貢献しようという考えがあれば、近い目標だと思ふ。その一番の問題は、先ほど話しました労働時間以外、勤務時間以外のときに労働過剰になつて、青少年の心身を傷つけるような今の行き方ではない、一定の勤務時間のうちに、週に一日あるいは二日を中間に置いて教育するといふ気持ちにならないと、これから教育できないわけです。そういうことを含んで企業者が考えていなければ、今の法案にただ賛成というならば、利用するだけだと思ふ。一般の定時制教育、必要なところは利用するだけ利用して貢献はしないというところは、経営の立場から教育に対して、むしろ悪用するだけだというように私は思ふので、その辺の精神は経営者の方々から聞いておかないと、われわれはともにも自信を持つて——こういう法案についてまた考えなければならぬことが出てくる。何となれば経営者の意見というものは、現在の文部省にずいぶん影響を与えますから、必要以上に教育の自主性をつぶすほどに影響を与えますから、申し上げるのですが、そ

ういふ意味において、今乗富さんは、ずいぶん用心して言われた。法案に賛成、反対といふことは、賛成だということをおっしゃつた。それはけっこうなんです。しかし、それが終点であるといふので、あるいは今考えておるのとは遠い将来のことであるような気持では、ちよつと、あまり企業の立場であり過ぎると思ふ。

それだけ聞いて私は質問を終わりますが、要するに、法案では終点ではないのだ。これはもつと産業と教育の一体化をはかつて、教育の自主性を尊重しながら、各企業に直接役立つような方向に持つていくことに賛成であるといふことを御三人に聞けば、私は質問を終わります。一つその辺皆さん一言ずつお願いいたします。

○乗富参考人 申すまでもなく賛成でございます。

○山中(吾)委員 最後に一言ずつ御意見を聞きたいのです。

○桐原参考人 先ほど来たたびが申し上げましたように、先ほど申し上げましたような終局の形ができることは賛成なんです。

それからなおちよつとつけ加えますが、企業内に今高等学校がございましてね。たとえば石川島造船、あるいは丸善石油、あのやり方をお考えいただきましたならば、今、乗富さんのおっしゃつたようなことについて、どういふ形になるかという行き方が、多少形が現われてきやしないかということも御参考までに申し上げておきます。

○林参考人 教育の自主性ということまでを堅持しまして、緊密な連携をとることに教育——公の教育でございまして、国の公の教育という自主

性をくずさないで、緊密に連携して教育の効果を上げることは賛成でございます。

それから先ほど申し上げました、企業の責任において学校法人を作るといふ考え方につきましては、この精神がそういう方向にいつておりますならば、けっこうであります。その際考えなければなりませんことは、企業の責任においてできない企業がたくさんあるということでもあります。ですから、そういうような企業に対しては、やはり地方自治団体等においてそういう機関が設けられるようにあわせて考えることが必要ではなからうかと思ひます。

○須野委員長 他に質疑はございませんか。——以上をもちまして参考人に対する質疑は終了をいたしました。

参考人の各位には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べ下さいまして、まことにありがとうございます。本審査の上に多大の参考になることと存じます。

それでは次回は公報をもつて御通知いたすこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

〔参照〕

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六二号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

文教委員会議録第十四号中正誤

一ページ欄外右上（第一類第九号）は（第一類第六号）の誤り

昭和三十六年四月二十四日印刷

昭和三十六年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局